

2018年3月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年4月11日満期
トルコ・リラ建社債

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年4月11日満期 トルコ・リラ建社債（以下「本社債」といいます。）は、トルコ・リラをもって表示され、本社債の元本および利息は、トルコ・リラで支払われますので、円貨換算された本社債の価値および受取金額等は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。これらの外国為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」および「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還」をご参照下さい。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

<ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成29年4月3日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<S & P グローバル・レーティング>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 29 年 4 月 3 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<フィッチ・レーティングス>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成29年4月3日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	4
第 1 【募集要項】	4
第 2 【売出要項】	4
1 【売出有価証券】	4
2 【売出しの条件】	6
第 3 【第三者割当の場合の特記事項】	34
第二部 【公開買付けに関する情報】	35
第三部 【参照情報】	35
第 1 【参照書類】	35
第 2 【参照書類の補完情報】	35
第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】	36
第四部 【保証会社等の情報】	36
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	37
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	38
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	55

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29-外2-16

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月9日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Issuance & Securitisation)
ディレクター 発行市場部長
マルコ・ツィーママン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1,050万トルコ・リラ（2億9,547万円）
(注) 上記日本円の換算は、1トルコ・リラ=28.14円の換算率（平成30年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行のトルコ・リラの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値）により換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年12月22日
効力発生日	平成30年1月5日
有効期限	平成32年1月4日
発行登録番号	29-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外 2-1	平成30年 1 月 5 日	7 億円	該当事項なし。	
29-外 2-2	平成30年 1 月 5 日	3 億円		
29-外 2-3	平成30年 1 月 5 日	2 億3,256万6,444円		
29-外 2-4	平成30年 1 月11日	5 億円		
29-外 2-5	平成30年 1 月15日	5 億円		
29-外 2-6	平成30年 1 月15日	5 億円		
29-外 2-7	平成30年 1 月17日	6 億7,500万円		
29-外 2-8	平成30年 2 月 7 日	5 億円		
29-外 2-9	平成30年 2 月 7 日	5 億円		
29-外 2-10	平成30年 2 月 8 日	5 億円		
29-外 2-11	平成30年 2 月 8 日	1,100万トルコ・リラ (3 億1,647万円) (注 1)		
29-外 2-12	平成30年 2 月 8 日	900万7,500トルコ・リラ (2 億5,914万5,775円) (注 1)		
29-外 2-13	平成30年 2 月 8 日	5 億円		
29-外 2-14	平成30年 2 月23日	7 億6,000万円		
29-外 2-15	平成30年 3 月 2 日	3 億円		
実績合計額		70億4,318万2,219円 (注 2)	減額総額	0 円

(注 1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは、平成30年 3 月13日に行われる予定でまだ完了していない。
本欄に記載された円貨換算額は、1 トルコ・リラ=28.77円の換算率(平成30年 1 月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行のトルコ・リラの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。

(注 2) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－ 4,929億5,681万7,781円
減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし。

【残高】（発行残高の上限－実績合計 該当事項なし。
額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注）本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「計算代理人」	ドイツ銀行ロンドン支店
「英国」または「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「トルコ・リラ」	トルコ共和国の法定通貨
「日本円」または「円」	日本国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店 2022年4月11日満期 トルコ・リラ建社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	1,050万トルコ・リラ (注2)	売出価額の総額	1,050万トルコ・リラ (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1万トルコ・リラ
償還期限	2022年4月11日（当日が営業日でない場合は、翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。）（以下「満期日」という。）		
利率	年率12.05%（注3）		
売出しに係る社債の所有者の 住所および氏名または名称	エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 (以下「売出人」という。) 住友不動産新宿オークタワー27階		
摘要	その他 「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨークおよびイスタンブールにおいて商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。 本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。 その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。		

（注1）本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「発行会社」という。）のデット・イシュアンス・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき、2018年4月10日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）に発行会社により発行される。

（注2）ユーロ市場における本社債の売出券面総額は1,050万トルコ・リラである。

（注3）日本における投資者に対する償還金または利息の支払は、満期日または各利払日の翌営業日後以降となることが予定されている。

（注4）本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本（注4）において「ムーディーズ」という。）よりBaa2、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービスズ・ヨーロッパ・リミテッド（以下、本（注4）において「S&P」という。）よりBBB-、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下、本（注4）において

「フィッチ」という。)よりBBB+の長期の非劣後の債務(または、該当する場合、長期の非上位かつ優先の債務)に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月9日)現在、かかる格付の変更はされていない。また、発行会社は、ムーディーズよりA3およびS&PよりA-の長期の上位かつ優先の債務に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月9日)現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月9日)現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100.00%	申込期間	2018年3月12日から 2018年4月6日まで
申込単位	額面1万トルコ・リラ 以上 額面1万トルコ・リラ 単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人の日本における本 店および所定の営業所	受渡期日	2018年4月11日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの 委託契約の内容	該当事項なし。

- (注1) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、トルコ・リラまたは円貨にて本社債の払込みを行う。
- (注2) 本社債の申込および払込は、各申込人により売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States person)に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。
- (注5) 本社債は、欧州経済領域(以下「EEA」という。)における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることを意図しておらず、および募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされるべきではない。したがって、EEAにおける一般投資者に対する本社債の募集もしくは売り付けまたはその他本社債を入手可能とすることに関して、規則(EU) No 1286/2014(以下「PRIIPs規則」という。)によって必要とされる重要情報書面は、一切作成されておらず、よってEEAにおける一般投資者に対する本社債の募集もしくは売り付けまたはその他本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。以上の目的において、一般投資者とは、(i) 指令2014/65/EU(以下「第二次金融商品市場指令」という。)第4(1)条第11号において定義される一般顧客、(ii) 指令2002/92/EC(IMD)の意味における顧客(かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合)または(iii) 指令2003/71/EC(その後の改正を含む。)において定義される適格投資者でない者のいずれかである者(またはこれらの複数に該当する者)をいう。

本社債の概要

利息、償還、本社債の特徴、様式その他については、後記「本社債要項の概要」および「リスク要因」を参照のこと。

規制上の債務削減および他の破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを規定する指令2014/59/EU（一般に「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」といわれる。）を採択した。当該指令は、2015年1月1日を施行日として、再建および破綻処理に関する法律（*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*）（以下「SAG」という。）によりドイツ法に組み入れられた。発行会社のように、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）の枠組みの中で監督を受けるユーロ圏において設立された銀行に関して、欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）No 806/2014（以下「SRM規則」という。）は、2016年1月1日を施行日として、欧州の単一破綻処理委員会の責任の下、SSMに横断的な破綻処理規則の一元的な適用を規定している（以下「単一破綻処理メカニズム」または「SRM」という。）。SRMに基づき、発行会社のように欧州中央銀行の直接の監督を受ける主要な銀行が破綻するかまたは破綻のおそれがあり、またその他の一定の要件が充足される場合、単一破綻処理委員会は、欧州中央銀行、欧州委員会および国内の破綻処理機関と緊密に協力して、破綻処理の決定を採用することについて責任を負う。関係する欧州連合加盟国の国内の破綻処理機関は、BRRDを組み入れた国内法に基づき同機関に授与された権能に従い、単一破綻処理委員会によって採用された当該破綻処理の決定を実施する。

所轄官庁において発行会社が破綻するかまたは破綻のおそれがあると判断し、また（SRM規則、SAGその他の適用ある規則および規制が規定する）その他の一定の要件が充足された場合、所轄破綻処理機関は、本社債に関する元本、利息その他の金額の支払に関する請求権を削減するか（0になる場合も含む。）、tier 1の株主自己資本を構成する普通株式またはその他の商品へ転換するか（これらの削減および転換の権限を、以下「債務削減措置」という。）、または、本社債を他の法主体に譲渡すること、本社債の要項を変更すること（本社債の満期を変更することを含むが、これに限らない。）、または本社債を消却することを含む（がこれらに限られない）他の破綻処理措置の適用を行う権限を有する。債務削減措置およびこれらの他の破綻処理措置の方法のそれぞれを、以下「破綻処理措置」という。所轄破綻処理機関は、破綻処理措置について、個別にまたはそれらを組み合わせて適用することができる。

所轄破綻処理機関は、（i）まずは関連する損失に比例して（発行会社の普通株式等の）tier 1の株主自己資本の商品を償却し、（ii）次に、他の資本商品（追加tier 1資本商品およびtier 2資本商品）の元本金額をその優先順位に従い恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換し、（iii）その後に所定の優先順位に従い、非劣後の本社債に基づく債務のような適格債務を恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換する結果となるような方法により、債務削減措置を行使しなくてはならない。

劣後債ではない本社債の順位

ドイツの銀行法（*Kreditwesengesetz*）（以下「KWG」という。）第46f(5)-(7)条に基づき、発行会社に影響する、倒産または債務削減等の破綻処理措置の発動の場合において、発行会社の一定の無担保かつ非劣後の債務証券（以下、総称して、「非上位優先債務」という。）は、発行会社の他の非劣後債務（以下、総称して、「上位優先債務」という。）に対して劣後する。非上位優先債務は、依然として、劣後社債を含む発行会社の約定劣後債務より優先する。かかる優先順位は、2017年1月1日以後に開始する発行会社に関するドイツにおける倒産手続または破綻処理措置の発動の場合において適用され、その時点において発行済である一切の無担保かつ非劣後の債務証券に対して効力を生じる。KWGの第46f(7)条において定義されるところにより、とりわけ上位優先債務であるものは、無担保かつ非劣後の債務証券であって、その要項が定めるところにより、（i）払戻の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠するものもしくは決済が金銭の支払

以外の方法によって実行されるもの、または(ii) 利息の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠し（ただし、利息の金額が固定もしくは変動の参照金利にのみ依拠するものは、この限りではない。）、かつ、決済が金銭の支払によって実行されるものである。それゆえ、固定利付社債、ゼロクーポン社債およびロンドン銀行間取引金利(LIBOR)または欧州銀行間取引金利(EURIBOR)に連動する変動利付社債を含む、上記(i)または(ii)に記載する条件を充足せずに本プログラムに基づき発行される無担保かつ非劣後の社債は、ドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、上位優先債務に先立って損失を負担することになる非上位優先債務を構成することが想定される。発行会社に関するドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、所轄破綻処理機関または裁判所は、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定する。

ドイツの連邦金融市場安定化機構(FMSA)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツの中央銀行（ドイツ連邦銀行）(Deutsche Bundesbank)は、KWG第46f(5)-(7)条に基づく一定の債務の分類について、共同の解釈指針を公表した。

2017年12月21日現在、ドイツ銀行に対して、同社の長期の上位かつ優先の債務（上位優先債務）に関して、次の格付が付与されている。すなわち、ムーディーズ（後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」に定義する。）からA3（安定的）およびS&P（後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」に定義する。）からA-である。格付機関（後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」に定義する。）によって採用されている定義の情報は、後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」を参照のこと。

本社債要項の概要

本社債の購入には、相当なリスクを伴い、本社債の購入は、本社債へ投資することによるリスクおよび利点を評価するために必要とされる金融および事業に関する事項についての知識・経験を有する投資者にのみ適合している。投資判断を行う前に、本社債の購入予定者は、本社債の性質およびリスクの負担の度合いについて理解し、かつ、自らの財務環境、財務状態および投資目的に照らして、本社債要項に記載の一切の情報を注意深く検討することを確実にしなければならない。

発行会社は、本社債に関する支払につき元利金等の上乗せをする義務はない。本社債につき支払われる金額はすべて、控除または源泉徴収により賦課または徴収されるすべての性質の現在または将来の公租公課または政府徴収金の計算において控除または源泉徴収して行われる（当該控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条から第1474条まで、同条に基づく規則もしくは合意（内国歳入法典第1471条（b）に基づく合意を含む。）もしくは同条の公式解釈（以下、総称して、「FATCA」という。）に基づき、またはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づく場合を含む。）により要求される場合）。

1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義

(1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店（以下「ドイツ銀行ロンドン支店」という。）を通じて行為するドイツ銀行（以下「発行会社」という。）によって、トルコ・リラ（以下「指定通貨」という。）建てで額面金額1万トルコ・リラ（以下「額面金額」という。）による総額1,050万トルコ・リラで発行される。各本社債の「計算金額」は、1万トルコ・リラとする。

(2) 様式

本社債は、無記名式で発行される。

(3) 仮大券・交換

- (a) 本社債は、当初、利札または賦札を伴わない仮大券（以下「仮大券」という。）の様式で発行される。仮大券は、利札または賦札を伴わない永久大券（以下「永久大券」といい、仮大券と合わせて、個別に、または総称して、「大券」という。）と交換することができる。仮大券は、本社債の発行日までに決済機関の共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に交付される。いずれかの本社債が仮大券により表章されている間、交換日（以下に定義する。）までに本社債について支払われるべき元本、利息（もしあれば）その他の金額は、米国財務省規則の規定により、当該本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものではない旨の（所定の様式による）証明書を関連する決済機関が受領しており、かつ関連する決済機関が（その受領した証明書に基づき）同様の証明書を財務代理人に付与した場合に限り、仮大券の呈示と引換えに支払われる。
- (b) 仮大券は、仮大券の発行日から40日後の日（以下「交換日」という。）以後、仮大券に記載されるとおり、請求により、上記の実質所有者の証明書と引換えに（ただし、当該証明書が既に付与されている場合は、この限りではない。）、永久大券に係る権利と（無料で）交換することができる。
- (c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する元本、利息またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。ただし、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に留保または拒絶されている場合はこの限りでない。
- (d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を、額面金額による個別の確定様式による利札（以下「利札」という。）付の本社債（以下「確定証券」という。）と（無料で）交換することができる。かかる目的において、「交換事由」とは、①決済機関が14日間連続で休業していること（祝日、制定法上の、またはその他の理由によるものを除く。）、または業務を永久に停止する意向を発表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない旨の通知を発行会社が受けたことまたは②発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されていた場合であれば受けなかったであろう不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「12. 通知」に従い、速やかに本社債権者に対する通知を行う。この場合、関連する決済機関（永久大券に係る権利の保有者の指図に基づき行為する。）は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記②の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、当該交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

(4) 決済機関

各大券は、（永久大券の場合、本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで）決済機関により、または決済機関のため保護預りされる。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキングS.A.、ルクセンブルグ（以下「CBL」という。）およびユーロクリア・バンクSA/NV ブリュッセル（以下「ユーロクリア」という。）ならびに当該資格におけるこれらの承継人をいう。

本社債がいずれかの決済機関または当該決済機関のための（共通）預託機関に預託された大券により表章されている限りにおいて、決済機関の記録上、本社債の特定の元本金額を保有する者として一定期間表示される者（決済機関を除く。）は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、本社債の元本金額（この点に関して、各人の口座にある本社債の元本金額について、決済機関により発行された証書その他の書類は、明白な誤りである場合を除き、あらゆる目的において最終的なものであり、かつ拘束力を有するものとする。）を保有する者として扱われるものとする。ただし、本社債の元本金額の元本の支払または当該元本金額より生じる利息の支払に関するものを除き、同様に、関連する大券の持参人は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、関連する大券の条件に従って、当該元本金額を保有する者として扱われるものとし、また、「本社債権者」および「本社債の保有者」ならびにこれと関連する表現についても、同様に解釈されるものとする。

本社債は、伝統的な大券の様式により発行され、またユーロクリアおよびCBLの双方のため、共通預託機関によって保管される。

(5) 本社債権者

「本社債権者」とは、本社債との関連では本社債の保有者を意味し、大券により表章される本社債との関連では前記「(4) 決済機関」に記載されるとおりに解釈されるものとする。

2. 地位

- (1) 本社債に基づく債務は、発行会社の無担保かつ非劣後の債務であり、相互に同順位であって、発行会社の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位である。ただし、破綻処理措置が発行会社に対して行われた場合または発行会社の解散、清算、倒産、和議もしくは倒産を回避するための他の手続の場合において、一定の無担保かつ非劣後の債務に対する制定法上の優先権に服する。
発行会社の意見によれば、発行時において、本社債は、ドイツの銀行法(*Kreditwesengesetz*)第46f(6)条第1文の意味における非上位の債務証券に該当する。
- (2) いずれの本社債権者も、発行会社のいずれかの請求権を受働債権とし、本社債に基づき生じる本社債権者の請求権を自働債権として、相殺することができない。本社債に基づく本社債権者の請求権を担保するための担保または保証は、いかなる時点においても一切提供されないものとし、発行会社の他の債務に関して既に提供され、または将来供与されるいずれの担保または保証も、本社債に基づく請求権のために利用することができない。
- (3) 法律上必要となる場合、本社債の予定された満期より前の償還、買入れまたは終了は、所轄官庁の事前承認の対象となる。本「2. 地位」に記載する状況における場合以外で本社債が償還または買入れされた場合、これに反するいかなる合意にもかかわらず、支払われた金額は、発行会社に対して返還しなければならない。

3. 利息

(1) 利率および利息期間

- (a) 各本社債は、2018年4月11日（以下「利息開始日」という。）（同日を含む。）から年率12.05%（以下「適用利率」という。）で利息を生じる。利息は、各利息期間について発生する。
- (b) 「利息期間」とは、利息開始日（同日を含む。）から初回の利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各利息期間最終日（同日を含む。）から翌利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう（当該各翌利息期間最終日を、関連する利息期間に係る「利息期間最終終了日」という。）。
「利息期間最終日」とは、2018年10月11日（同日を含む。）からの毎年4月11日および10月11日をいう。
- (c) 「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨークおよびイスタンブールにおいて商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(2) 利払日

利息は、2018年10月11日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）に至るまでの毎年4月11日および10月11日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。）（以下、それぞれの日を「利払日」という。）に後払いされる。ある利息期間に関する利息が当該利息期間の利息期間最終終了日より後に支払われることになった結果として支払われる追加の利息または他の金額は、一切ない。

(3) 利息の発生

本社債は、償還の期日の前日が経過した後は利息を生じない。ただし、償還が不当に留保または拒絶された場合は、この限りではない。発行会社が期日に本社債の償還を怠った場合、利息は、償還の期日（同日を含む。）から、(a) 当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払

われた日および(b)当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人により受領され、およびその旨の通知が、後記「12. 通知」に従い、本社債保有者に対して実施された日から5日後のいずれか早い方の日（同日を含まない。）まで、当該本社債の総元本金額の残高に対し、最後に発生した利息期間に関して適用される適用利率で発生し続けるものとする。

(4) 利息額

ある利息期間に係る利息期間最終終了日（同日を含まない。）に終了する当該利息期間に関して各利払日において支払われる利息の金額は、計算金額当たり602.50トルコ・リラ（以下「固定利息金額」という。）に相当する。

利息期間以外の期間について利息を計算する必要がある場合、当該期間について計算金額に関して支払われるべき利息の金額は、大券により表示される本社債の総元本金額の残高に適用利率および日割計算端数（以下に定義する。）を乗じ、それによって得た額を、指定通貨の単位未満で四捨五入して指定通貨の単位まで算出するか、または適用ある市場慣行に従って端数処理し、かつ当該総元本金額の残高に関連する計算金額を参照して、当該端数処理後の数値を本社債間で按分することにより、算定されるものとする。

(5) 日割計算端数

「日割計算端数」とは、いずれかの期間（以下「利息付与期間」という。）に係る利息の金額の計算について、以下の算式に基づき利息付与期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記における記号の意義は、次のとおりである。

「 Y_1 」は、利息付与期間の初日が属する年を数値で表わしたものである。

「 Y_2 」は、利息付与期間の最終日の翌日が属する年を数値で表わしたものである。

「 M_1 」は、利息付与期間の初日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 M_2 」は、利息付与期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 D_1 」は、利息付与期間の最初の暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31である場合、 D_1 は30とする。

「 D_2 」は、利息付与期間の最終日の翌暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31であり、かつ D_1 が29より大きい場合、 D_2 は30とする。

4. 支払

(1) (a) 元本の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債に関する元本は、後記「(2) 支払方法」の項に従い、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および（一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われるものとする。

確定証券の元本は、後記「(2) 支払方法」の項に従い、財務代理人または米国外のその他の支払代理人に対する関連する確定証券の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われるものとする。

(b) 利息の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債の利息は、後記「(2) 支払方法」の項に従い、米国外の財務代理人の指定事務所において大券の呈示と引換えに支払われるものとする。

確定証券の利息は、後記「(2) 支払方法」の項に従い、米国外の財務代理人の指定事務所または米国外のその他の支払代理人の指定事務所において関連する利札の呈示および（一部支払の

場合を除き、その場合は利札が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われ、または、利札が発行されていない場合もしくは利払の予定日以外の履行期の到来した利息の場合、関連する確定証券の呈示と引換えに支払われるものとする。

(c) 利札の引渡し

利札を付して交付された各本社債は、本社債に関する期限未到来のすべての利札とともに最終償還のために呈示され、（償還金額の一部支払の場合を除き）引き渡されなければならない、これを怠った場合、期限未到来の不足利札の金額（または、全額が支払われない場合、未払いの償還金総額に対する支払償還金額の割合に応じた当該不足利札の金額分）が最終償還時に不足していなければ支払われた金額から差し引かれる。期限未到来の利札が付されていないか、または引き渡されていない確定証券が支払のために呈示されたときに、上記に従い減額すべき金額が減額がなかったとすれば支払われるべき償還金額を上回るような満期の日および利率を付して本社債が発行されている場合、当該確定証券の償還期日をもって、期限未到来の利札（本社債に付されているかどうかは問わない。）は、上記に従い減額すべき金額が減額がなければ支払われるべき金額を上回らない金額となるように、無効となるものとする（また、かかる利札についての支払は行われない。）。前記規定の適用により、確定証券に関連する期限未到来の利札の一部（全部ではない。）を無効とする場合、関連する支払代理人は、期限未到来の利札のいずれを無効とするのかを決定するものとし、また、この目的のために履行期日が遅い利札を履行期日が早いものより優先して選択するものとする。

(2) 支払方法

適用ある財政および他の法令に従い、本社債について支払期日の到来した金額の支払は、関連する通貨の国の主要な金融中心地にある銀行において受取人により開設された当該通貨建ての口座（日本の非居住者に日本円で支払う場合、非居住者口座であるものとする。）への入金または振込によって、自由に流通および交換が可能な通貨をもって行われるものとする。

(3) 米国

「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）および属領（プエルトリコ、米領バーズン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。）をいう。

(4) 免責

本社債が大券により表章されている限り、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。関連する決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本金額の実質所有者として表示される者は、発行会社が大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、関連する決済機関のみに対して請求しなければならない。確定証券の場合、発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

(5) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債権者は、その翌支払営業日まで支払を受けることができず、当該遅延について付加的な利息その他の支払を受けることができない。かかる目的において、「支払営業日」とは、(a) ロンドン、東京、ニューヨークおよびイスタンブール (b) 指定通貨の国の主要な金融中心地ならびに（確定証券の場合に限り）(c) 支払呈示場所において、決済機関が営業を行い、および支払を決済し、ならびに商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(6) 元本および利息の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額その他本社債に基づきまたはこれに関して支払われるべき金額を含むものとみなされるものとする。

5. 償還

(1) 満期償還

早期に償還または買入消却されない限り、計算金額に相当する本社債の各元本金額は、2022年4月11日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。）（以下「満期日」という。）に、償還金額により償還されるものとする。本社債の当該各元本金額に関する「償還金額」は、計算金額に相当するものである。

(2) 違法性による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行または発行会社の債務をヘッジするための取決めが政府、行政、立法もしくは司法の当局もしくは権力の適用ある現在もしくは将来の法律、規則、規制、判決、命令または指令を遵守した結果により、またはこれらの解釈により、全部または一部において、不法、違法もしくはその他禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債権者に対して、後記「12. 通知」に従い、10日以上30日以下の通知（かかる通知は撤回不能とする。）をすることにより、かかる通知の期間の経過をもって、本社債の全部（一部は不可）を償還することができ、本社債は、早期償還金額に償還日（同日を含まない。）までの経過利息（該当する場合）を付して償還される。

(3) 早期償還金額

計算金額に相当する本社債の各元本金額の早期償還金額（以下「早期償還金額」という。）は、元本金額に経過利息を加えた金額に相当するものとする。

6. 代理人

(1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人（以下、個別にまたは総称して、「代理人」という。）ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
（以下「財務代理人」という。）

支払代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
（以下「支払代理人」という。）

財務代理人は、計算代理人（以下「計算代理人」という。）を兼務する。

各代理人は、各々の事務所を他の事務所に変更する権利を常に留保している。

(2) 選任の交代または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、他の財務代理人、他のもしくは追加の支払代理人または他の計算代理人を選任する権利を留保している。発行会社は、常に（a）財務代理人および（b）計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、後記「12. 通知」に従い、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に対して行うことにより、その効力を生じる（倒産の場合を除く。この場合、直ちに効力を有するものとする。）。

(3) 発行会社の代理人

各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札保有者に対して義務を有するものではなく、本社債権者または利札保有者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。

7. 税務

本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課または徴収されるあらゆる性質の現在または将来の公租公課または政府徴収金の計算における控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条から第1474条まで、同条に基づく規則もしくは合意（内国歳入法典第1471条（b）に基づく合意を含む。）もしくは同条の公式解釈（以下、総称して、「FATCA」という。）に基づき、またはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づく場合を含む。）によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

8. 時効

(1) 時効

本社債および利払は、元本の場合は該当日から10年以内に、利息の場合は該当日から5年以内に支払のために呈示されなかった場合には、無効となる。

(2) 交換

本社債および利払を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、請求者がこれにより生じた経費および費用を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債および利払は、新たな社債および利払が発行されるまでに提出されなければならない。

本「8. 時効」の目的において、「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払われるべき金額の全額が履行期までに財務代理人により受領されていない場合には、支払金額の全額が適式に受領され、後記「12. 通知」に従い、発行会社により本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

9. 破綻処理措置

(1) 発行会社に対して随時適用される関連する破綻処理の法令に基づき、本社債は、所轄破綻処理機関によって行使される次に掲げるいずれかまたはすべての権能の対象となる。

(a) 本社債に関する元本金額、利息金額または他の金額の支払に関する請求権を削減すること（0に至るまで削減することを含む。）。

(b) これらの請求権を(i)発行会社もしくは(ii)いずれかのグループの法主体もしくは(iii)いずれかの承継銀行の普通株式またはtier 1の株主自己資本を構成する他の所有の商品に転換すること（および当該商品のカウンターパーティーに対する発行またはかかるカウンターパーティーへの付与）。

(c) (i)本社債の他の法主体への譲渡、(ii)本社債要項の変更、修正もしくは改変または(iii)本社債の消却を含む（ただし、これらに限られない。）他のいずれかの破綻処理措置を適用すること。

（以下、個別に「破綻処理措置」という。）

(2) 本社債権者は、破綻処理措置に拘束されるものとする。いかなる本社債権者も、破綻処理措置に起因して、発行会社に対する、何らの請求権または他の権利を有することはないものとする。とりわけ、破綻処理措置の行使は、債務不履行事由を構成しないものとする。

(3) 本社債の各自の取得によって、各本社債権者は、前各項による措置および効果ならびに本「9. 破綻処理措置」が本社債要項の対象事項に関連する本社債権者と発行会社との間の他の一切の合意、取決めまたは了解を排除して本社債要項に定める事項について包括的なものであることを認識し、かつ受諾する。

10. 発行会社の交替

(1) 交替

以下に掲げる場合、発行会社（または以前に発行会社の地位を交替した会社）は、本社債の元本または利息の支払に不履行がない場合、本社債権者の承諾なくして、いつでも、本社債に基づき、ま

たは本社債に関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社（以下「承継債務者」という。）を主たる債務者として交替させることができる。

- (a) 承継債務者が、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する支払債務を全額引き受ける場合。
- (b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得しており、かつ財務代理人に対し、本社債に基づき発生する支払または債務を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金することができる場合。
- (c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債権者のため、本社債に関する承継債務者により支払われるべき全額の支払を保証し、かつ、保証に基づく請求権が本社債に基づく請求権と同順位である場合。
- (d) 前記「9. 破綻処理措置」に記載する破綻処理措置の適用性が確保されている場合。
- (e) 法律上必要となる場合において、交替が所轄官庁により承認されている場合。

発行会社は、本社債権者に対して、後記「12. 通知」に従い通知することにより、本社債のために行為する事務所（*Niederlassung*）を変更する権利を有するものとし、当該通知を行う前に変更が行われていない場合には、当該変更日を当該通知に明記するものとする。

(2) 通知

当該交替についての通知は、後記「12. 通知」に従い公表される。

(3) 記述の変更

当該交替の場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以後、承継債務者を指し、発行会社の税務上の目的における住所国または居住国に関する記述は、その時点以後、承継債務者の税務上の目的における住所国または居住国を指すものとみなす。

11. 追加発行、買入れおよび消却

(1) 追加発行

発行会社は、発行済の本社債とともに単一のシリーズを構成するように、随時、本社債権者および利札保有者の承諾なくして、あらゆる点において（または発行日、利息の金額および最初の支払の日ならびに／または利息が発生する日を除くあらゆる点において）本社債と同一の条件を有する追加の社債を発行することができる。

(2) 買入れおよび消却

法律上必要となる場合、所轄官庁の事前承認に従い、発行会社は、公開市場においてまたはその他の方法により、いかなる価格でも、本社債を買い入れることができる。発行会社が買い入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に引き渡すことができる。

12. 通知

(1) 公告

後記「(2) 決済機関に対する通知」において定めるところに従い、本社債に関する一切の通知は、ドイツ連邦官報（*Bundesanzeiger*）およびロンドンにおけるファイナンシャル・タイムズ紙と想定されるロンドンの主要な一般に購読されている英文の日刊紙上で公告されるものとする。上記のとおりになされた通知は、当該公告の日（または、複数回公告された場合は、当該最初の公告の日）において有効になされたものとみなされる。

(2) 決済機関に対する通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券が一括して関連する決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債権者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。当該決済期間に対する通知は、前記「(1) 公告」に基づく公告を代替する。当該通知は、関連する決済機関に対して行った通知の日付にて本社債権者に対してなされたものとみなされるものとする。

13. 1999年契約法（第三者の権利法）

本社債の条項を執行するため、1999年契約法（第三者の権利法）に基づく権利は、何人に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能なあらゆる者のいずれの権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

14. 社債権者集会

代理契約には、本社債、利札または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社により、または該当する時点で発行済の本社債の元本金額の10%以上を保有する本社債権者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債権者集会の定足数は、該当する時点で発行済の本社債の元本額の50%以上を保有または代理する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有され、または代理される本社債の元本額とは関係なく、本社債権者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債または利札に関する一定の条項の変更（①本社債の満期日もしくは本社債の利息の支払日の変更、②元本もしくは本社債に関して支払われるべき利率の減額もしくは消却、③本社債もしくは利札の支払通貨の変更または④一定の点における約款捺印証書の修正を含む。）が議案に含まれる社債権者集会において、定足数は、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の1以上を保有する1名以上の者である。代理契約により、①決議において投票総数の4分の3以上を構成する多数により、代理契約に従って適式に招集され開催された集会において可決された決議、②該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する者により、もしくは代理して署名された書面の決議または③該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する者により、もしくは代理して関連する決済機関を通じて（財務代理人の満足する様式による）電磁的同意の方法でなされた同意は、各場合において、本社債権者の特別決議として効力を有するものとする。社債権者集会で可決された特別決議は、すべての本社債権者（当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらず。）および利札保有者を拘束する。財務代理人および発行会社は、本社債権者または利札保有者の承諾を得ずに以下の変更を行うことができる。

(a) 本社債権者の利益を損なわない本社債、利札、約款捺印証書または代理契約の変更（上記のものを除く。）。

(b) 本社債、利札、約款捺印証書または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更または明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するため、もしくは法律上の強行規定を遵守するためになされる変更。

当該変更は、本社債権者または利札保有者を拘束するものであり、前記「12. 通知」に従い、変更後可及的速やかに本社債権者に通知される。

15. 準拠法、裁判管轄およびその他の書類

(1) 準拠法

約款捺印証書、本社債および利札ならびにこれらに基づき、またはこれらに関連して発生する一切の契約外債務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

(2) 裁判管轄

(i) 後記15 (2) (iii) に従い、英国の裁判所は、本社債および利札に基づき、またはこれらに関して発生する一切の紛争（これらの存否、有効性、解釈、履行、違反もしくは終了またはそれらの無効の帰結についての一切の紛争およびこれらに基づき、またはこれらに関して発生する契約外

債務に関する一切の紛争を含む。) (以下「紛争」という。) を解決する専属的管轄を有しており、ならびに、これにより、発行会社およびいずれかの本社債権者または利札保有者は、それぞれいずれかの紛争に関連して、英国の裁判所の専属的管轄に服している。

(ii) 本15 (2) の目的において、いずれかの紛争を解決するのに不便宜または不適切な法廷地であるとの理由により、英国の裁判所に対する異議申立てを、発行会社は、放棄している。

(iii) 法律によって認められている限りにおいて、本社債権者および利札保有者は、いずれかの紛争に関して、①管轄を有する他の裁判所における手続および②複数の管轄地における併行した手続を提起することができる。

(3) その他の書類

発行会社は、約款捺印証書において、上記と実質的に類似の条件で、英国裁判所を管轄裁判所としている。

リスク要因

発行会社は、以下に記載するリスク要因 (以下「リスク要因」という。) が本社債への投資に伴う主要なリスクを代表するものと考えているが、他の理由により、発行会社が利息、元本もしくは他の金額の支払をすることができなくなり、または本社債に基づき、もしくは関連する引渡義務を履行することができなくなる事態が発生することがあり、また、本社債に関連する市場リスクにとって重要な他の要因が存在することもある。

投資予定者は、本社債への投資が自身の固有の状況にふさわしいかどうかを判断すべきである。

本社債に関するリスク要因は、以下のように分類される。

(1) 発行会社に関するリスク要因。

(2) 本社債に関するリスク要因。かかるリスク要因には以下が含まれる。

(a) 総括的なリスク要因。

(b) 本社債の一定の特徴に関するリスク要因。

(c) 社債一般に関するリスク要因。

(d) 市場一般および、該当する場合には、特定の種類の本社債にのみ関連して生じることがある特定の事象に関するリスク要因。

本社債が償還されるまでの間、上記各項目に規定されるリスクは、異なる時点および異なる期間において、本社債に影響を及ぼす。本社債は、時間の経過とともに変動するリスクの性質を有している。投資予定者は、本社債のリスクの性質が自身の投資ポートフォリオ全般にどのように影響するか、さらに検討し理解するために、専門の金融アドバイザーによる助言を求めるべきである。

複数のリスク要因が、本社債に対して同時に影響を及ぼす可能性があり、それゆえ特定のリスク要因の影響について予測することができないことがある。さらに、複数のリスク要因が予測することができない複合的な影響をもたらすこともある。リスク要因の組合せが本社債の価値に及ぼす影響について、一切保証することはできない。

以下に記載の一または複数のリスクが生じた場合、本社債の価格が大幅に下落し、または、最悪の場合、投資者が投資した利息および投資元本のすべてを失う可能性がある。

本項において用いられ、別途定義されていない用語は、前記「本社債要項の概要」において定義されたところと同一の意義を有するものとする。

発行会社に関するリスク要因

ドイツ銀行により発行される債務証券への投資は、ドイツ銀行が本社債の発行により生じた義務を関連する支払期日に履行することができないというリスクを負う。よって、投資者は、その投資の全部または一部を失うことがある。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券の発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債務者および／または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本項目において「ムーディーズ」という。） 、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下、本項目において「S&P」という。） およびフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下、本項目において「フィッチ」といい、S&Pおよびムーディーズと合わせて「格付機関」と総称する。） から格付を取得している。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合（EU）において設立され、信用格付機関に関する2009年9月16日付欧州議会および欧州理事会規則（EC）第1060/2009号（その後の改正を含む。）（以下「CRA規則」という。） に従い登録されている。ムーディーズに関して、信用格付は、CRA規則の第4（3）条に従い、英国におけるムーディーズの事務所（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド）によって承認される。

2017年12月21日現在、ドイツ銀行に対して、同社の長期の非劣後の債務（または、該当する場合、同社の長期の非上位かつ優先の債務）および同社の短期の非劣後の債務に関して、以下の格付が付与されている。上位かつ優先の債務および非上位かつ優先の債務の相違ならびにドイツ銀行に対して同社の長期の上位かつ優先の債務に関して付与された格付については、前記「本社債の概要、劣後債ではない本社債の順位」の項を参照のこと。

ムーディーズ

長期非上位優先債務： Baa2（ネガティブ）

短期非劣後債務： P-2（安定的）

ムーディーズの定義：

Baa2： Baaの格付を付与された債務は、中級と判断され、信用リスクが中程度であるがゆえ、一定の投機的な要素を含みうる。

ムーディーズによる長期格付は、信用リスクが最低水準にあり、最高の信用力を反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された債務であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-2： プライム2の格付を付与された発行体（または支援機関）は、短期債務の返済能力が高い。ムーディーズによる短期債務格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

格付の見直し／見直し：

格付の見直しは、格付の中期的な方向性に関する意見である。格付の見直しは「ポジティブ（POS）」、「ネガティブ（NEG）」、「安定的（STA）」、「検討中（DEV）」の4種類のいずれかで表される。「格付見直し中」（RUR—Rating(s) Under Review）とは、発行体の格付が変更される可能性により見直しに入っており、それ以前の見通しが無効となったことを示す。見通しが安定的ということは、中期的に格付が変更される可能性は低いことを示唆する。ネガティブ、ポジティブまたは検討中という見通しは、中期的に格付が変更される可能性がより高いことを意味する。

見直しとは、格付が短期間内に変更される方向で検討されていることを示す。格付は「引き上げ方向で見直し（UPG）」か、「引き下げ方向で見直し（DNG）」となり、まれに「方向未定で見直し（UNC）」となることがある。見直しは、格付が引き上げ、引き下げ、または据え置きとなることで終了しうる。見直し中の格付は、「ウォッチリスト」または「ウォッチ中」とも称される。近いうちに格付変更が行われる可能性があるが、格付変更の必要性または変更されうる場合の変更幅について判断するまでに追加の情報や分析が必要な場合には、格付は見直しの対象となる。

S&P

長期非上位優先債務： BBB-

短期非劣後債務： A-2

S&Pの定義：

BBB-： 「BBB」の格付を付与された債務は、適切な防御要素を示すが、経済状況の悪化や環境の変化によって、債務者による債務に対する財務的コミットメントを履行する能力が低下する可能性がより高い。

S&Pによる長期発行格付は、債務者による債務に対する財務的コミットメントを履行する能力が極めて高いことを示す「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」および債務の支払が行われていないか、または想定した約束に違反があることを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス（+）またはマイナス（-）の記号を追記し、調整されることがある。

A-2： A-2の格付を付与された債務は、最上位の格付を得ている債務と比べると、環境および経済状況の変化により悪影響をやや受けやすい。しかしながら、債務に対する財務的コミットメントを履行する債務者の能力は、十分にある。

S&Pによる短期発行信用格付は、債務者による債務に対する財務的コミットメントを履行する能力が高いことを示す「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および債務の支払が行われていないか、または想定した約束に違反があることを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

見直し／クレジット・ウォッチ：

S&Pの格付の見直しは、長期格付が中期的（通常6ヵ月間から2年間）にどの方向に動きそうかを示す。格付の見直しを決めるにあたっては、経済状況や事業の基礎的条件がどう変化しそうかが考慮される。見通しが将来における格付の変更、またはクレジット・ウォッチへの指定を必ず意味するわけではない。格付の見直しは、「ポジティブ」、「ネガティブ」、「安定的」、「方向性不確定」、「N.M.」（格付の方向性に意味がないことを示す。）の5種類のいずれかで表される。

クレジット・ウォッチは、格付の見直しを必要とする特別な出来事または短期的なトレンドに焦点をあてた、短期格付または長期格付の方向性に関するS&Pのアナリストの意見を示すものである。しかし、クレジット・ウォッチへの指定は必ずしも格付の変更という結果になることを意味するものではない。また、可能な場合には、格付見直し作業後に予想される格

付の範囲が示される。見直し作業中の格付すべてがクレジット・ウォッチに指定されるわけではなく、クレジット・ウォッチへの指定を経ずに格付が変更されることもありうる。「クレジット・ウォッチ・ポジティブ」は格上げの可能性を、「クレジット・ウォッチ・ネガティブ」は格下げの可能性を、「クレジット・ウォッチ・方向性不確定」は格上げ・格下げ・格付据え置きいずれの可能性もあることを、それぞれ示す。

フィッチ

長期非上位優先債務： BBB+

短期非劣後債務： F2

フィッチの定義：

BBB+： 「BBB」の格付は、信用リスクが現在は低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は概ね十分にあると考えられるが、経営または経済環境の悪化がこの能力を損なう可能性がより高い。

フィッチによる長期格付は、信用リスクが最も低いと予想していることを示す「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」および極めて高い水準の信用リスクを示す「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。デフォルトした債務には、通常、「RD」または「D」の格付が付与されず、回収見通しおよびその他の特性に応じて、「B」格付カテゴリーから「C」格付カテゴリーの範囲内で格付が付与される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、「+」または「-」の符号を付することがある。当該付加符号は「AAA」の債務格付カテゴリーまたは「CCC」未満の債務格付カテゴリーには付されない。

下付き記号「emr」は、格付の対象範囲外である市場リスクが内包されていることを示すために格付に対して付加される。かかる記号の付加は、当該格付が発行銀行のカウンターパーティー・リスクのみを対象としていることを明確化することを意図している。これは、発行体である金融機関の分析のために、公表されたフィッチの格付基準に他のあらゆる面で従うカウンターパーティー・リスク分析における限界を示すことを意図したものではない。

F2： F2の格付は、債務の期日どおりの支払に関する能力が良好であることを示す。極めて良好な信用力に対しては、「+」の記号が追記されることがある。

フィッチによる短期格付は、債務の期日どおりの支払に関する能力が最も高いことを示す「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」、「RD」および発行体の広範囲なデフォルトまたはすべての短期債務のデフォルトを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

見通し／格付ウォッチ：

格付の見通しは、今後1、2年のうちに格付が遷移する方向性を示している。財務等の動向に、現状では格付アクションを起こすほどではないものの、今後も継続した場合にそうなる可能性がある場合、それらの動向が格付の見通しに反映される。「ポジティブ」または「ネガティブ」の格付の見通しは、格付の変更が不可避であることを意味するものではない。また、同様に、格付の見通しが「安定的」の格付であっても、状況次第では事前に格付の見通しを変更せずに格上げまたは格下げされる場合がある。時折、基本的動向に正と負の相反する強い要素がある場合、格付の見通しは「流動的」とされることがある。

格付ウォッチは、格付変更の可能性が高まったことおよびその方向性を示すものである。格付ウォッチには、格上げ方向の「ポジティブ」、格下げ方向の「ネガティブ」または格上げ・格下げ・据え置きのいずれの可能性もあることを示す「流動的」がある。しかしながら、格付ウォッチの対象となっていない格付でも、状況によっては、格付ウォッチを経ずに格上げまたは格下げとなることもある。

＜劣後債務の格付＞

ドイツ銀行が劣後債務を締結した場合、当該債務の格付が低くなる場合がある。これは、ドイツ銀行の支払不能または清算の場合、当該債務により生じる債権および利息債権がドイツ銀行の債権者の劣後債権に対して劣後するからである。ドイツ銀行は、劣後債務（もしあれば）の格付を開示する。

＜ドイツ銀行の財務力に悪影響を及ぼす可能性のある要因＞

ドイツ銀行の財務力は、前記の格付にも反映されるが、特に収益力に左右される。ドイツ銀行の収益力に悪影響を与える可能性がある要因は、以下に掲げるとおりである。

- 低金利環境の継続および金融サービス業界での競争がドイツ銀行を親会社かつ最も重要な主体とし、銀行、資本市場会社、ファンド運用会社、資産金融会社、割賦金融会社、調査およびコンサルタント会社ならびに他の国内および外国の会社をもって構成されるグループ（以下「ドイツ銀行グループ」または「グループ」という。）の多くの事業における利益を圧迫している中、就中、ドイツ銀行のホームマーケットである欧州において、近時の低い経済成長および将来の成長への見通しについての不確実性がドイツ銀行の一部の事業におけるドイツ銀行の経営成績および財政状態ならびにドイツ銀行の戦略計画に対して悪影響を与えており、かつ、かかる悪影響が継続している。このような状況が継続するか、またはさらに悪化する場合、ドイツ銀行の事業、経営成績および戦略計画が悪影響を受ける可能性がある。
- 困難な市場環境、不利なマクロ経済条件および地政学的条件、低調な顧客の活動、増大する競争および規制ならびにドイツ銀行が同行の戦略の実施を進展させるというドイツ銀行の戦略的決定の結果もたらされる即時の影響によって、ドイツ銀行の経営成績および財政状態、就中、同行のグローバル・マーケットの事業の経営成績および財政状態は、引き続き負の影響を受ける。ドイツ銀行がこれらの逆風と並び持続的に高い訴訟費用に引き続き直面するため、ドイツ銀行が同行の収益性を改善することができない場合、ドイツ銀行は、同行の戦略的期待の多くを充足することができず、また市場参加者およびドイツ銀行の規制当局によって期待される水準で資本比率、流動性比率およびレバレッジ比率を維持することが困難になることがある。
- 継続的に上昇水準にある政治的不確実性は、金融システムおよびより広大な経済について、予測不能な帰結をもたらす可能性があり、また欧州統合の側面の解消に寄与する可能性があり、潜在的にドイツ銀行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失に至る可能性がある。こうしたリスクに対しドイツ銀行が自らを防衛する能力には限りがある。
- ドイツ銀行は、欧州のソブリン債務危機が再燃した場合、欧州諸国およびその他の国々のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。ドイツ銀行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できないことがある。
- 市場全般または会社特有の流動性の制約がある期間中において、債券資本市場を利用することまたは資産を売却することが不可能であることによって、ドイツ銀行の流動性、事業活動および収益性は、悪影響を受けることがある。信用格付の格下げは、ドイツ銀行の資金調達コストの上昇に寄与しており、また将来における格下げは、同行の資金調達コスト、同行と引き続き取引を行うという取引相手方の意向および同行の事業モデルの重要な側面に対して、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- 金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、ドイツ銀行について多大な不確実性を生み出しており、およびその事業および戦略計画の実行可能性に悪影響を与える可能性があり、ならびにドイツ銀行が規制上の要件を遵守することを怠った場合、所轄規制当局は、ドイツ銀行が同行の規制上の資本商品の配当支払を行うことを禁止し、または他の措置を講じることがある。
- 銀行および投資会社の再建および破綻処理に関する欧州およびドイツの法規制は、ドイツ銀行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合またはドイツ銀行に対して破綻処理措置が発動された場合、ドイツ銀行の事業活動に著しい影響を及ぼし、株主および債権者の損失につながる可能性がある。

- 規制改革および法規制の変更は、ドイツ銀行に対し、より多額の自己資本の維持を求めており、場合によっては（米国におけるものを含む。）、独自に、同行の現地における業務に対して、流動性、リスク管理および資本の適切性の規則を適用している。これらの要件は、ドイツ銀行のビジネス・モデル、財政状態、経営成績および競争環境に対して、一般的に重大な影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行が自己資本規制の要件または流動性の要件を十分なバッファーをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、ドイツ銀行がかかる要件を上回る自己資本を維持すべきであると市場の認識は、ドイツ銀行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。
- ドイツ銀行の規制上の資本比率および流動性比率ならびに同行の株式または規制上の資本商品の分配に利用可能な同行の資金は、ドイツ銀行の事業決定によって影響を受け、ならびに当該決定を行う際、ドイツ銀行の利害および当該商品の保有者の利害が一致しないことがあり、ならびにドイツ銀行は、適用法および関連する商品の条件に従い、ドイツ銀行の株式または規制上の資本商品に対してなされる支払が全くないか、またはより低額となる結果に至る決定を採用することがある。
- 自己勘定取引の禁止または預金取扱業務の分離に関する、米国およびドイツの法規制ならびに欧州連合の提案が、ドイツ銀行のビジネス・モデルに重大な影響を及ぼすことがある。
- 金融危機を受けて採用または提案されるその他の規制の見直し、すなわちドイツ銀行のデリバティブ取引、報酬、銀行税、預金保護または金融取引税を定めた新たな規制の拡大等がドイツ銀行の運営費用を著しく増大させ、ビジネス・モデルに悪影響を及ぼす可能性がある。
- 市場環境の悪化、資産価格の劣化、ボラティリティおよび投資者の悲観的センチメントが、ドイツ銀行の収益および利益、とりわけ投資銀行、仲介およびその他の手数料および報酬ベースの事業に影響を与えており、将来も重大な悪影響を与えることがある。その結果、これまでも取引および投資活動でドイツ銀行に著しい損失が発生しており、将来も著しい損失が発生する可能性がある。
- ドイツ銀行は、その戦略の次の段階を2015年4月に発表し、2015年10月に更に詳述し、また2017年3月に更新を発表した。ドイツ銀行が戦略計画を成功裏に実行することができない場合、ドイツ銀行は、財務目標の達成が不可能となるか、または損失を被り、もしくは収益性が低下し、もしくは資本基盤が弱体化することがあり、ドイツ銀行の財政状態、経営成績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、ドイツ銀行は、同行の高収益の法人顧客のためのより多くの組み合わせ販売機会を通じた成長に同行の身を置くため、同行のグローバル・マーケット事業、コーポレート・ファイナンス事業およびトランザクション・バンキング事業を単一で法人顧客主導のコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門に再構成する意図を発表した。顧客は、ドイツ銀行との間の取引またはポートフォリオを拡大しないという選択をすることがあり、このことは、これらの機会を収益化するという同行の能力に負の影響を与える。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、以前に同行がポストバンク（以下に定義する。）の売却の意図を発表した後、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（同社の子会社と合わせて、以下「ポストバンク」と総称する。）を保持し、ならびにポストバンクを同行の現存する個人向け業務および商業業務と統合するという同行の意図を発表した。ドイツ銀行は、グループからの業務上の可分性の完了後にポストバンクをグループに統合することの困難に直面することがある。結果的に、ドイツ銀行が実現することを想定している経費削減および他の便益は、予測よりも高い経費を伴ってのみ実現することまたは全く実現されないことがある。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、ドイツ銀行は、一部株式の新規公開（IPO）を通じて、業務上分別されたドイチェ・アセット・マネジメント部門を設定する意図を発表した。経済条件もしくは市場条件もしくはドイチェAMの財政状態、経営成績および業績予測が不利である場合または要求される規制上の承認が得られず、もしくは不利益な条件においてのみ入手可能な場合、ドイツ銀行は、ドイチェAMの持分を有利な価格もしくは時期に売却することができないか、または全くできないこと

がある。さらに、ドイツ銀行は、業務上分別されたドイチェAMがもたらすことが可能であると同行が考える想定される便益を収益化することができないことがある。

- ドイツ銀行は、会社、事業または資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を被ることがある。
- 堅強かつ効果的な内部統制環境は、ドイツ銀行が同行に対して適用ある法令を遵守して同行の事業を遂行することを確保するために必要である。ドイツ銀行は、同行の内部統制環境を強化する必要性を確認しており、またこれを達成するための取り組みに乗り出している。これらの取り組みが成功せず、または遅延する場合、ドイツ銀行の外部評価、規制上の地位および財政状態は、重大な悪影響を受けることがあり、ならびにドイツ銀行が同行の戦略的な意志を達成する能力が損なわれることがある。
- ドイツ銀行は、規制強化が一段と進み、訴訟が生じやすい環境の中、ドイツ銀行の負債およびその他の費用に対する潜在的リスクを抱えた状態で経営しており、法律上および規制上の制裁や評判の悪化に加えて、その金額も多額かつ予想が困難となる可能性がある。
- ドイツ銀行は、現在、潜在的な不正行為に関連して、世界中で多くの規制当局および法執行当局の捜査対象となっているほか民事訴訟の対象となっている。これらの最終的結果は予想できず、ドイツ銀行の経営成績、財政状態および外部評価に重大な悪影響を及ぼすことがある。
- 預金受入および貸付けによる同行の伝統的な銀行業務に加え、ドイツ銀行は、例として、同行による第三者の有価証券の保有または同行が複雑なデリバティブ取引に従事することを含む取引にまで信用が広げられた非伝統的な与信事業にも従事している。かかる非伝統的な与信事業は、ドイツ銀行の信用リスクの影響を著しく増大させる。
- ドイツ銀行の貸借対照表の資産および負債の相当部分は、同行が公正価値で帳簿に記入する金融商品で構成されており、公正価値の変動は、同行の損益計算書で認識される。当該変動の結果、ドイツ銀行は、過去において損失を被っており、また将来追加の損失を被ることがある。
- ドイツ銀行は、そのリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行の処理の履行における過誤、ドイツ銀行の従業員の行為、ドイツ銀行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、誤作動もしくは機能停止、もしくは事業継続の喪失またはドイツ銀行の提供事業者に関する同様の問題から生ずる業務上のリスクによりドイツ銀行の事業が混乱に陥り、また重大な損失に至ることがある。
- ドイツ銀行の運営上のシステムは、顧客または取引先情報の重大な損失、ドイツ銀行の外部評価の悪化ならびに規制上の制裁および財務上の損失を引き起こす可能性のあるサイバー攻撃その他のインターネット犯罪のリスクの増加に直面している。
- ドイツ銀行の決済業務の規模が大きいために、かかる業務が適切に行われなかった場合には、ドイツ銀行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。
- ドイツ銀行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、ドイツ銀行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。
- 国際的な市場と並びドイツ銀行の本拠地であるドイツ市場においても、激しい競争がドイツ銀行の収入および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- テロ支援国家として米国国務省に指定された国における相手方または米国によって経済制裁を受けている者と取引を行った結果、潜在的な顧客および投資者がドイツ銀行との取引もしくはドイツ銀行の有価証券への投資を回避し、ドイツ銀行の外部評価が損なわれ、またはドイツ銀行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置が講じられることとなる可能性がある。

本社債に関するリスク要因

発行会社は、以下に掲げる要因が、本社債要項に基づき発行される本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響することがあり、および／または本社債に関連する市場リスクを評価する目的にお

いて重要なものであると考えている。これらのすべての要因が発生するか否かは偶発的なものであり、発行会社は、当該偶発的な要因の発生の可能性につき見通しを表明する立場にはない。

総論

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない。本社債の各投資予定者は、各自の状況を考慮して投資に適合性があるか、判断しなければならない。特に、本社債の各投資予定者は、以下に掲げることを満たすべきである。

- (a) 本社債、本社債への投資による利点・リスクおよび本書に含まれまたは本書が参照すべきものとしている情報の有意義な評価を行うために十分な知識と経験を有していること。
- (b) 本社債への投資および本社債が投資者の投資ポートフォリオ全般に対して及ぼす影響を、各自の財務状況に関連付けて評価するための適切な分析ツールを利用でき、かつかかる分析ツールの知識を有していること。
- (c) 本社債への一切の投資リスクに耐えることができる十分な財源および流動性を有していること。
- (d) 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。
- (e) 投資者による投資および適用あるリスクを負担する能力に対して影響を与える可能性のある経済、金利およびその他の要因について可能性のあるシナリオを（独自に、または財務アドバイザーの助言を得て）評価することができること。

以下のリスク要因は、本社債要項において詳述する利息および償還規定に関連する主なリスクを示している。

利息

固定金利

固定金利を生み出しまたは支払う本社債は、特定の利払日において固定利率による利息を支払い、または一定の条件が成就した場合において固定額の利息を支払うことができるものである。固定利付債券である本社債に投資する投資者は、市場金利が上昇し、投資者が受け取る固定額の利息が仮に変動利付の社債に投資していたとすれば受け取っていたはずの利息よりも少額となることがあるというリスクの影響を受ける。投資予定者が他の商品に投資することによってより高いリターンを達成することができると考えた場合には、固定利付債券である本社債の市場価額は減少することとなる。投資者が満期まで固定金利を生み出す本社債を保有している場合、満期日が近づくにつれ、市場金利の変動と価額の関連は薄くなる。

償還

本社債は、満期償還のこともあれば満期前に早期償還されることもある。投資者が受領する償還金額または早期償還金額（場合による。）は、（i）額面、（ii）額面未満または（iii）額面超のいずれかになることがある。

社債一般に関するリスク要因

以下の記載は、本社債一般に関する一定のリスクについての概略である。

変更および権利放棄

社債権者集会は、本社債権者一般の利益を検討するために本社債要項に従い招集されることがある。社債権者集会では、規定された本社債権者の過半数の決議により、社債権者集会に出席せず投票を行わなかった本社債権者および過半数に反する投票を行った一切の本社債権者を拘束することができる。

本社債要項には、財務代理人および発行会社が本社債権者の承諾を得ることなく、(a) 本社債権者の利益を損なわない本社債もしくは利札もしくは代理契約の変更（一部の一定の例外に従う。）または (b) 本社債もしくは利札もしくは代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、もしくは法律の強行規定を遵守するためになされる変更について、合意できる旨が規定されている。

税務

本社債の購入または売却を予定する者は、本社債の譲渡先の国の法律または慣習に従い、印紙税またはその他の文書手数料を支払わなければならないことがあることを認識すべきである。

自己の税務上の地位につき確信を持つことができない購入予定者は、自身の独立した税務顧問に相談すべきである。また、購入予定者は、該当する税務当局による税務規定およびその適用が随時変更されることを認識すべきである。それゆえに、いずれの任意の時点においても適用される税務措置については、正確に予想することはできない。

本社債に関して税金分の上乗せは行われない

発行会社は、本社債に関し支払額の上乗せを行う義務はなく、本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課、徴収または収納されるあらゆる性質の公租公課または政府の手数料の控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条（b）に規定する合意に基づく場合またはその他内国歳入法典の第1471条から第1474条までおよび同条に基づく規則もしくは合意もしくは同条の公式解釈（以下、総称して、「FATCA」という。）に基づきもしくはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づき徴収される場合を含む。）によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

米国の外国口座税務コンプライアンス法

本社債は大券の様式であり、ユーロクリア・バンクSA/NVまたはクリアストリーム・バンキングS.A.、ルクセンブルグ（総称して、「ICSD」という。）、クリアストリーム・バンキングAG、フランクフルト（以下「CBF」という。）またはSIX SIS AG、オルテン、スイス（以下「SIS」という。）で保有されるため、すべての状況（ただし、もっとも起こりえない状況以外）においてFATCAにより課される新たな報告制度および潜在的な源泉徴収税がICSD、CBFまたはSIS（該当する場合）が受領した支払金額に影響を与えることは想定されない。ただし、FATCAは、最終投資者に至るまでのその後の連続した支払いにおいて、一般にFATCAの源泉徴収をせずに支払いを受けることができない保管会社または仲介業者の場合は、当該保管会社または仲介業者に対する支払いに影響を及ぼすことがある。FATCAに基づく源泉徴収をしない支払いを受領する権利のない金融機関である最終投資者、または証券業者（または支払いの受領元となるその他の保管会社もしくは仲介業者）にFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要とされる情報、様式、その他の書類または承諾書を提供できない最終投資者に対する支払いにも影響を及ぼすことがある。投資者は、保管会社または仲介業者を（それぞれがFATCAまたはFATCAに関連する

その他の法律もしくは合意に準拠していることを確かめて) 慎重に選択すべきであり、保管会社または仲介業者がFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要な情報、様式、その他の書類または承諾書を当該保管会社または仲介業者に提供すべきである。投資者は、FATCAのより詳細な説明を入手し、FATCAの影響の内容について知るために自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に基づく発行会社の債務は、(本社債の無記名または記名式の所有者である) ICSDまたはCBFもしくはSISの共通預託機関または保管機関に対して支払った時点で免責され、よって発行会社は、それ以後、ICSD、CBFまたはSISおよび保管会社または仲介業者を通じて送金された金額につき責任を負わない。

追加雇用対策法源泉徴収

米国追加雇用対策法は、一定の条件にあてはまる場合、一部の金融商品に基づき支払われたか「支払われたとみなされる」米国で生じた配当に帰属する金額に対し30%の源泉税を付加する。発行会社または源泉徴収代理人が源泉徴収が必要であると判断した場合、発行会社または源泉徴収代理人のいずれも、かかる源泉徴収された額につき、追加の支払いを実施する義務はない。

早期償還解消費用

投資予定者は、本社債の早期償還金額には、早期償還解消費用に関する控除が含まれることについて、留意すべきである。早期償還解消費用の金額は、計算代理人により決定され、本社債の償還およびヘッジ取引または関連する取引ポジションの終了、決済または再構築に関して発行会社が負担した一切の経費、費用(資金調達損失を含む。)、公租公課の総額(重複はしないものとする。)に相当する金額である。

ヘッジ

通常の業務(マーケットメイク取引に関連するものを含むがこれに限られない。)において、発行会社および/またはその関連会社は、自己の計算または顧客の計算で取引を執行し、参照項目または関連するデリバティブのロング・ポジションまたはショート・ポジションを保有することができる。また、本社債の発行に関連して、発行会社および/またはその関連会社は、参照項目または関連するデリバティブに関する一または複数のヘッジ取引を締結することができる。かかるヘッジ取引またはマーケットメイク取引に関連して、または発行会社および/もしくはその関連会社によるその他の取引活動に関連して、発行会社および/またはその関連会社は、本社債の市場価格、流動性または評価額に影響を及ぼし、かつ本社債権者の利益を損なうことがある参照項目または関連するデリバティブに関する取引を締結することができる。

利益相反

発行会社が計算代理人として行為する場合または計算代理人が発行会社の関連会社である場合、計算代理人と本社債権者との間には、利益相反が生じることがあり、これには、本社債の償還時の受取金額に影響を与えることがある、計算代理人が本社債に従い実施する一定の決定および判断が含まれる。

発行会社は、本書の日付現在またはそれ以後、本社債に関して重要な、または重要となり得る、本社債権者が一般に入手可能かどうかを問わない参照項目に関する情報を保有することがある。発行会社には、当該情報を本社債権者に対して開示する義務はない。

発行会社および/またはその関連会社は、現在または将来、参照項目に関して取引関係(貸付け、保管、リスク・マネジメント、助言および銀行取引を含むが、これらに限られない。)を有することがあり、本社債権者への影響を考慮することなく、かかる取引関係に関して、自己の利益を守るために必要または適切とみなす行為および措置を行う予定である。

発行会社の交替

本社債要項には、一定の要件に従い、発行会社の交替または発行会社のために行為する事務所（*Niederlassung*）の変更を認める規定が含まれる。本社債が取引を認められている法域の要件を侵害しない限りにおいて、発行会社または発行会社のために行為する事務所の交替が、当該証券取引所もしくは規制ある市場の一定の追加条件または要件の対象となることがある。追加条件または要件が適用され、発行会社の交替または発行会社のために行為する支店の変更を希望する場合、発行会社は、関連する証券取引所または規制ある市場から関連する本社債を上場廃止とすることがあり、また当該社債をその他の証券取引所または規制ある市場に上場させる義務はない。

規制上の債務削減および他の破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを規定する指令2014/59/EU（一般に「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」といわれる。）を採択した。当該指令は、2015年1月1日を施行日として、再建および破綻処理に関する法律（*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*）（以下「SAG」という。）によりドイツ法に組み入れられた。発行会社のように、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）の枠組みの中で監督を受けるユーロ圏において設立された銀行に関して、欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）No 806/2014（以下「SRM規則」という。）は、2016年1月1日を施行日として、欧州の単一破綻処理委員会の責任の下、SSMに横断的な破綻処理規則の一元的な適用を規定している（以下「単一破綻処理メカニズム」または「SRM」という。）。SRMに基づき、発行会社のように欧州中央銀行の直接の監督を受ける主要な銀行が破綻するかまたは破綻のおそれがあり、またその他の一定の要件が充足される場合、単一破綻処理委員会は、欧州中央銀行、欧州委員会および国内の破綻処理機関と緊密に協力して、破綻処理の決定を採用することについて責任を負う。関係する欧州連合加盟国の国内の破綻処理機関は、BRRDを組み入れた国内法に基づき同機関に授与された権能に従い、単一破綻処理委員会によって採用された当該破綻処理の決定を実施する。

所轄官庁において発行会社が破綻するかまたは破綻のおそれがあると判断し、また（SRM規則、SAGその他の適用ある規則および規制が規定する）その他の一定の要件が充足された場合、所轄破綻処理機関は、本社債に関する元本、利息その他の金額の支払に関する請求権を削減するか（0になる場合も含む。）、tier 1の株主自己資本を構成する普通株式またはその他の商品へ転換するか（これらの削減および転換の権限を、以下「債務削減措置」という。）、または、本社債を他の法主体に譲渡すること、本社債の要項を変更すること（本社債の満期を変更することを含むが、これに限らない。）、または本社債を消却することを含む（がこれらに限られない）他の破綻処理措置の適用を行う権限を有する。債務削減措置およびこれらの他の破綻処理措置の方法のそれぞれを、以下「破綻処理措置」という。所轄破綻処理機関は、破綻処理措置について、個別にまたはそれらを組み合わせて適用することができる。

所轄破綻処理機関は、（i）まずは関連する損失に比例して（発行会社の普通株式等の）tier 1の株主自己資本の商品を償却し、（ii）次に、他の資本商品（追加tier 1資本商品およびtier 2資本商品）の元本金額をその優先順位に従い恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換し、（iii）その後、非劣後の本社債に基づく債務のような発行会社の無担保かつ非劣後の債務（SRM規則、BRRDまたはSAGにより免除される場合を除く。）を恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換する結果となるような方法により、債務削減措置を行使しなくてはならない。

本プログラムに基づき発行される非劣後の社債等、発行会社の無担保かつ非劣後の債務の中で、ドイツの銀行法（*Kreditwesengesetz*）（以下「KWG」という。）第46f(5)-(7)条は、発行会社の一定の無担保かつ非劣後の債務証券（以下、総称して、「非上位優先債務」という。）が発行会社の他の非劣後債務（以下、総称して、「上位優先債務」という。）に対して劣後することを決定した。その結果、発行会社に影響する、倒産または債務削減措置等の破綻処理措置の適用の場合において、非上位優先債務は、上位優先債務に先立って損失を負担する。とりわけ上位優先債務であるものは、KWGの第46f(7)条にお

いて定義される「仕組型」の無担保かつ非劣後の債務証券、すなわち無担保かつ非劣後の債務証券であって、その要項が定めるところにより、(i)払戻の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠するものもしくは決済が金銭の支払以外の方法によって実行されるもの、または(ii)利息の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠し（ただし、利息の金額が固定もしくは変動の参照金利にのみ依拠するものは、この限りではない。）、かつ、決済が金銭の支払によって実行されるものである。それゆえ、固定利付社債、ゼロクーポン社債およびロンドン銀行間取引金利(LIBOR)または欧州銀行間取引金利(EURIBOR)に連動する変動利付社債を含む、上記(i)または(ii)に記載する条件を充足せず本プログラムに基づき発行される「非上位」の無担保かつ非劣後の社債は、ドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、上位優先債務に先立って損失を負担することになる非上位優先債務を構成することが想定される。発行会社に関するドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、所轄破綻処理機関または裁判所は、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定する。

2016年11月、欧州委員会は、欧州連合の銀行によって発行される無担保かつ非劣後の債務証券の倒産または破綻処理における順位に適合させるため、BRRDの改正を提案した。この改正案が原案通り制定される場合、発行会社は、本プログラムに基づき発行される仕組型ではない無担保かつ非劣後の本社債に対して優先する上位優先債務として、「仕組型ではない」無担保かつ非劣後の本社債も発行することができるようになる。この改正案は、欧州連合の段階で交渉中であり、また引き続き修正の可能性がある。この改正案が最終形態となるまで、発行会社または本プログラムに基づき発行される本社債の保有者に対して同案がいかなる影響を及ぼすかは不確定である。

本社債の保有者は、あらゆる破綻処理措置に拘束される。破綻処理措置の結果により、本社債の保有者は、発行会社に対して一切の請求権その他の権利を有しないことになる。破綻処理措置に応じて、本社債に基づく支払を行う発行会社の債務が存在しなくなる。本社債に基づく支払債務が破綻処理措置に従うこととなる程度は、発行会社の支配の及ばない多数の要因に左右され、仮に生じるとして破綻処理措置がいつの時点で生じるのかを予測することは困難である。破綻処理措置の実行は、本社債の解約権を構成するものではない。投資予定者は、破綻処理措置が開始された場合には、元本金額のみならず経過利息を含む投資のすべてを失うこととなるリスクを考慮すべきであり、また困難に陥った銀行のための特別の公的な金融支援は、もしあるとしても、債務削減措置を含む破綻処理措置を実現可能な最大限度まで査定および利用した後、最終的な手段として潜在的に用いられることがあるのみであることを認識すべきである。

市場一般に関するリスク要因

以下の記載は、一定の市場リスクについての概略である。

流通市場全般

本社債は、発行時に確立した取引市場を有しておらず、またそれが発展しないかもしれない。本社債の市場が発展した場合でも、かかる市場は流動性がそれほど高くはなく、また金融市場における変化に対して過敏となることがある。それゆえ、投資者は、保有する本社債を容易に売却し、または発展した流通市場を有する類似の投資対象に相当する利回りを提供することができる価格にて売却することができないことがある。これは、特に、発行会社が財務的な苦境に陥る場合（この場合、本社債の売却は、その額面金額から相当な割引きをしなければならないという結果に至ることがある。）にあてはまり、または金利、通貨もしくは市場リスクに敏感である社債、特定の投資目的もしくは戦略のために設計されている社債もしくは限定された種類の投資者の投資要請を満たす仕組みが設けられた社債についてあ

てはまるものである。かかる種類の社債には、通常、一層限定された流通市場しか存在せず、伝統的な債務証券よりも価格のボラティリティが大きいものとなる。流動性に欠けることが本社債の市場価格に非常に重大な悪影響を与えることがある。

市場価格リスク

本社債の市場価格は、金利水準の変動、中央銀行の政策、経済全般の動向、インフレーション率または関連する種類の社債の需給といった様々な要因により左右される。本社債の市場価格はまた、発行会社の信用スプレッド、つまり発行会社の債務の利回りと同様の満期を有する国債利回りまたはスワップ・レートとの差が拡大することにより、悪影響を受けることもある。発行会社の信用スプレッドは、主にその予想信用力に基づいており、さらに当該本社債に対する需給とともに、一般的な市況等の他の要因にも影響される。

為替リスクおよび為替管理

発行会社は、指定通貨により本社債の元本および利息を支払う。これにより、投資者の財務活動が主に指定通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」という。）により行われている場合、外国為替に関して、一定のリスクを伴うことになる。これには、為替相場が著しく変動するリスク（指定通貨の切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）および投資者通貨の管轄当局が為替管理を行いまたはこれを変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が指定通貨に対して上昇した場合、

（a）投資者通貨に相当する本社債の利回り、（b）投資者通貨に相当する本社債について支払われるべき元本の価値および（c）投資者通貨に相当する本社債の市場価値が減少することになる。

政府および通貨当局は、（過去にいくつかの政府および通貨当局が行ったように）適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性のある為替管理を課すことがある。その結果、投資者は、予定よりも少ない利息もしくは元本を受領することがあり、または利息もしくは元本を全く受領することができないことがある。

指定通貨が流動性に欠け、および／または指定通貨の管轄当局によって課される交換制限および為替管理を含む通貨規制の対象となるリスクがある。本社債要項に従い、本社債に基づく支払は、指定通貨の一定の通貨規制または非流動性を理由として、指定通貨とは異なる通貨により行われることがある。このような場合には、本社債権者は、実際に支払が行われる通貨に関連する固有のリスクの影響を受けることがある。投資者は、例えば、指定通貨による各自の支払義務を履行するために指定通貨を必要とする場合等、指定通貨による支払を受領できないという状況におかれることにより、不利益および損失を被ることもある。

このような為替リスクは、通常、経済的および政治的事象ならびに関連する通貨の需給といった発行会社および本社債権者が制御することができない要因に左右される。近年、一定の通貨の為替相場は非常にボラティリティが上昇しており、このような高いボラティリティは、今後も継続するものと予想される。しかしながら、過去に特定の為替相場の変動が発生したことは、必然的に本社債の存続期間中に相場の変動が起きることを示唆するものではない。

適法な投資を考慮する場合、一定の投資が制限されることがある

一部の投資者による投資活動は、投資に関する法令または当局の検査もしくは規制の対象である。各投資予定者は、（a）本社債が各自にとって適法な投資であるか、（b）本社債が様々な種類の借入れに対する担保として利用可能であるか、および（c）その他の規制が本社債の買付けまたは質入れに適用されるか、ならびにこれらの範囲についてそれぞれ判断するため、各自の法律顧問に相談すべきである。また、金融機関は、適用あるリスクベースの自己資本比率または類似の規制に基づき、本社債の適切な取扱いを判断するために、自身の法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

課税上の取扱い

本社債の購入予定者は、本社債の買付け、所有および処分税務上の取扱いについて、各自の税務顧問に相談することが望ましい。

総括的な税務情報

以下で提供する情報は、現在入手可能な税法および税務実務の完全な要約として企図されたものではない。そのため、本社債の購入予定者は、本社債に関する取引の税務上の取扱いについて各自の税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の購入者および／または売却者は、本社債の発行価格または（発行価格と異なる場合には）購入価格に加え、税務上の目的において住所を有する国または住所を有しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税または他の賦課金の支払が必要となる。

本社債に関する取引（購入、譲渡または償還を含む。）、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

発行会社の源泉税徴収義務

発行会社は、源泉税の徴収義務を引受けない。

1. ドイツにおける課税

ドイツにおいて居住者ではない本社債権者

利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、（a）本社債が、本社債権者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合または（b）所得がその他の理由によりドイツを源泉とする所得となる場合はこの限りでない。（a）および（b）の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツ非居住者は、通常、利息およびキャピタルゲインに対するドイツの源泉徴収税を免除される。しかし、前段落の規定により所得についてドイツの税金が課され、かつ本社債が払出代理人の保管口座で保管または管理される場合には、一定の状況において源泉税が徴収されることがある。本社債が払出代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債もしくは利息を付した利札の売却、譲渡もしくは償還による手取金が生じ、本社債または利札の交付により払出代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉税の適用がある。源泉税は、税務申告により、または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税（*Vermögensteuer*）は、徴収されていない。

欧州委員会および（ドイツを含む）一部のEU加盟国は、現在、金融取引税（「FTT」）の導入を予定している（少なくとも一金融機関が関連する流通市場取引を想定している。）。現在、提案されたFTTは参加を表明したEU加盟国において実施される時期およびFTTが本社債の取引につき効力を発する時期は不確定である。

2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約することを意図したものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、本社債に関する元本および利息の支払いの連合王国の源泉徴収税に関する連合王国の現行法令および公

表されている歳入関税庁による税務実務に関する発行会社の理解の概要である。これは、本社債の取得、保有または処分についての連合王国課税を示唆するものではない。一定の事項は、特則が適用されることがある種類の者（ディーラーおよび発行会社の関係者等）には適用されない。本社債権者となることを予定している者に対する連合王国の課税上の取扱いは、個々の状況に左右されるものであり、将来変更されることもある。本社債権者となることを予定している者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税される者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

ドイツ銀行ロンドン支店が発行した本社債に対する利息の支払

発行会社のロンドン支店によって発行された本社債の利息の支払の場合。

- － 発行会社が2007年法人所得税法（以下「法人所得税法」という。）第991条の意味における銀行として存続し、本社債に対する利息を法人所得税法第878条の意味における通常業務の中で支払う場合、発行会社は、連合王国の所得税の源泉徴収または控除がされることなく利息の支払を行うことができる。
- － 本社債が法人所得税法第1005条に定義される「認可証券取引所」に上場しており、かつ、継続して上場している場合、本社債の利払は、連合王国の所得税の控除または源泉徴収されることなく支払われることがある。ルクセンブルグ証券取引所は、認可証券取引所である。歳入関税庁が公表した規則に基づき、本社債は、ルクセンブルグの管轄当局により上場し、ルクセンブルグ証券取引所第一部での取引を認められている場合には、かかる要件を満たしていることになる。よって、本社債が上場を続けている場合、本社債の利息は、発行会社が英国で銀行業務を行っているかどうか、利息がその通常業務の中で支払われたかどうかにかかわらず、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われる。
- － 本社債の満期が365日よりも少なく、かつ、本社債が364日を上回る期間において未払のままであることを予定した借入れ仕組みまたは取決めを構成するものではない場合、本社債の利息は、連合王国税の源泉徴収または控除をせずに支払われることがある。
- － また、本社債に対する利息は、本社債が金融機関および投資会社の健全性要件に関する、また規則（EU）第648/2012号を改正する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）第575/2013号（同規則を追補する規制法の規定を含む。）（以下「資本要求規則」という。）第63条に基づくTier 2 商品としての資格を有するか、有していたことがあり、かつ資本要求規則の目的上、発行会社のTier 2 資本の一部を成しているか、または一部であった場合、英国所得税につき源泉徴収または控除を行わずに支払うことができる。ただし、本社債に関する2013年規制資本証券に対する課税に関する規則が適用された結果、あらゆる者に対し税制優遇措置（2010年法人税法第1139条に定義される。）を利用する主たる目的または主たる目的の一つに代わる手続きが可能な場合を除く。

その他の場合、他に利用可能な免除および救済に従い、本社債の利息の支払から、基本税率（2017年6月22日現在は20%）で連合王国の所得税の源泉徴収を行わなければならない。ただし、ある本社債権者に関連して、適用ある租税条約が源泉税の軽減税率（または源泉徴収を行わないこと）を定めている場合、歳入関税庁は、発行会社に対して、当該本社債権者に対し税額控除を行わずに（または関連する租税条約に定められた税率での控除を行って）利息を支払う旨の通知を発出することができる。

上記の「利息」および「元本」の記述は、英国税法上「利息」および「元本」と解されるものを意味する。本社債に基づく支払いの一部が仕組まれた支払いまたは年次の支払いと判断される場合、当該支払いの取扱いは、上記措置とは異なることがある。本社債権者は、自己の税務ポジションに疑問がある場合は、自身の専門の顧問に相談すべきである。

3. ルクセンブルグにおける課税

以下の情報は、一般的事項のみであり、ルクセンブルグで現在有効な法律に基づいてはいるものの、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈してはならない。したがって、本社債への投資予定者は、自らが服する国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の影響について各自の専門的アドバイザーに相談すべきである。

後記各項目の下で使われている居住の概念は、ルクセンブルグ所得税の査定目的にのみ適用されることに留意されたい。同項内の租税、関税、賦課金、公租公課もしくはその他の手数料または同種の源泉徴収についての記述、またはその他の概念についての記述は、ルクセンブルグの税法および／または概念のみを指すものとする。また、ルクセンブルグの所得税の記載には、法人所得税(*impôt sur le revenu des collectivités*)、地方事業税(*impôt commercial communal*)、連帯課徴金(*contribution au fonds pour l'emploi*)、さらに個人所得税(*impôt sur le revenu*)全般を含むことにも留意されたい。投資者は、さらに純財産税(*impôt sur la fortune*) またその他の関税、賦課金または税金の対象となることがある。法人所得税、地方営業税、さらに連帯課徴金は、常に、税務上ルクセンブルグの法人納税居住者の大部分に適用される。個人納税者は、通常、個人所得税および連帯課徴金の対象となる。一定の状況において、個人納税者が、専門的活動または事業活動を行っている場合には、地方営業税も適用されることがある。

本社債の保有者の課税

源泉徴収税（本社債の非居住保有者）

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法に従い、本社債の非居住保有者については、元本、差益または利息の支払に源泉税は存在せず、本社債の未払の経過利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買入れ時に支払われるべきルクセンブルグの源泉税も存在しない。

所得税（本社債の非居住保有者）

ルクセンブルグにおいて本社債に帰属する恒久的施設または恒久的代理人を有さない本社債の非居住保有者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引に対して、ルクセンブルグの所得税の対象とならない。売却または処分（その形態を問わない。）により、本社債の非居住保有者が実現した利益は、ルクセンブルグ所得税の追加課税対象にはならない。

本社債の非居住の法人保有者または非居住の個人保有者が専門事業または業務の遂行に際し、当該本社債が帰属すべきルクセンブルグにおける恒久的施設または恒久的な代理人を有する場合、その者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引および本社債の売却または処分時（その形態を問わない。）に実現した利益に対して、ルクセンブルグの所得税の対象となる。

富裕税

本社債の法人保有者は、税務上の目的においてルクセンブルグの居住者である場合、または居住者でない場合において本社債が帰属するルクセンブルグに恒久的施設もしくは恒久的な代理人を有する場合のいずれかの場合には、本社債に対しルクセンブルグ富裕税の対象となる。ただし、本社債権者が家産管理会社に関する2007年5月11日の法律（その後の改正を含む。）、もしくは投資信託に関する2010年12月17日の法律（その後の改正を含む。）もしくは特定投資信託に関する2007年2月13日の法律（その後の改正を含む。）もしくは限定代替投資信託に関する2016年7月23日の法律に準拠する場合、または証券化に関する2004年3月22日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する証券化会社である場合もしくはベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する資本会

社である場合は除かれる（ただし、証券化に関する2004年3月22日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する証券化会社またはベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する資本金会社または2016年7月23日の法律に準拠する限定代替投資信託であって同法第48条に規定する特別租税制度に該当するものは、一定の条件の下、最低限の富裕税の対象となることがある。）。

本社債の個人保有者については、ルクセンブルグの居住者であるかどうかを問わず、本社債に対するルクセンブルグの富裕税の対象とはならない。

その他の税金

本社債の発行または譲渡、買取りもしくは償還について、ルクセンブルグの登録税または同様の公租公課は生じない。

ただし、本社債が公的な証書もしくは強制登録の対象である他の文書に現物が付属する場合または本社債を任意で登録する場合には、ルクセンブルグで本社債を登録した時点で固定登録税または従価登録税の支払い義務が生じることがある。

本社債権者が、死亡時に、税務上ルクセンブルグの居住者である場合には、本社債は、納税申告の目的上、相続税課税対象に含まれる。

ルクセンブルグの公証人の面前で締結されたルクセンブルグの証書により設定されるか、ルクセンブルグに登録されている場合には、本社債の贈与または寄付に対しては贈与税が課される。

4. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いとは異なる可能性がある。

さらに、現行法令上、本社債のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを取り決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20.315%（15.315%の国税と5%の地方税、但し内国法人の場合には15.315%の国税のみ）の源泉所得税を課される。また、当該利子は居住者においては原則として20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となり、内国法人においては、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者が本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合、その償還差益は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となる。なお、発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるものなど一定の要件を満たす割引債の償還差益は、償還時に源泉徴収されることがある。また、償還差損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等との損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。当該償還差損益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となり、償還差損は課税対象となる所得から差し引かれる。なお、一定の要件を満たす割引債の償還差益を一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人が受け取る場合には、償還時に源泉徴収されることがある。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。譲渡者が内国法人である場合は、当該所得は日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
平成29年6月29日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
事業年度（2017年度中）（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年9月28日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年3月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成29年11月9日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年3月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成30年3月7日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。

以下同じ。)および前記「第1 参照書類、2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書(以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本発行登録追補書類提出日(平成30年3月9日)までの間において、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述(有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書(その添付書類を含む。))および訂正発行登録書(その添付書類を含む。))においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述)が含まれているが、本発行登録追補書類においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月9日)現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。

有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書(その添付書類を含む。))および訂正発行登録書(その添付書類を含む。))ならびに本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月9日)現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書(その添付書類を含む。))および訂正発行登録書(その添付書類を含む。))ならびに本発行登録追補書類における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 発行市場部長

マルコ・ツィーママン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成29年12月22日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成27年11月19日(発行日)の募集)

ドイツ銀行第10回円貨社債(2015)

券面総額又は振替社債の総額 400億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2017 年 7 月 27 日

取締役会メンバー、未払の賞与3,840万ユーロを自主的に放棄

監査役会は当行との連帯を示す行為を歓迎

ドイツ銀行AG（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）において、金融危機時およびそれ以降に職務を行った11名の取締役会メンバー（以下「取締役会メンバー」と言います）は、未払報酬の多くの部分を自主的に放棄しました。当行の監査役会との合意形成の過程において、取締役会メンバーは、未払金額6,980万ユーロのうち、3,140万ユーロの支払いのみを受け取ることに合意しました。

過去数年間、監査役会は、取締役会メンバーに対する変動報酬の多くの部分の支払いを停止していました。これは当行が、2007年の金融危機前に起因するものも含め、監督当局による調査や規制当局による制裁を複数回にわたり受けていたことによります。ドイツ会社法の規定に基づき、監査役会は、当行がこの期間に就任していた取締役会メンバー個人に対しても、責任を負わせることが可能であるか審査する責務を負っています。

監査役会は、複数の大手法律事務所および法廷アドバイザーによる広範な調査に基づき、かつ、取締役会メンバーの事項に関する規制当局および監督当局による調査結果を考慮して、取締役会メンバー個人に対しては責任を負わせない旨を決定しました。かかる調査結果によれば、当時職務を行っていた取締役会メンバーに対して損害賠償請求を行うに足る事実的根拠も法的根拠も不十分です。

取締役会メンバーは、常に相当な注意をもって職務を遂行してきたものであり、義務の不履行を問われるようなことは一切行っていないと考えていますが、それでもなお、当行との連帯を示す行為として、総額3,840万ユーロに対する権利を自主的に放棄しました。

当行は、取締役会メンバーが、過去の賞与の放棄に加えて、今回の自主的な放棄を行ったことは、過去に生じた問題の克服へ向けたさらなる貢献となるものと認識しています。

監査役会会長のパウル・アッハライトナーは、「今回のさらなる賞与の放棄により、当時の取締役会メンバーが一連の出来事の収束へ向けたさらなる個人的貢献を行ったことを、監査役会は高く評価します。このことは、当行が再び将来に向けて前進することを可能にするでしょう」と述べています。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2017 年 10 月 26 日

ドイツ銀行、2017 年第 3 四半期に 6 億 4,900 万ユーロの純利益を計上

ドイツ銀行CEOのジョン・クライアンは次のように述べています。「厳しい収益環境が続く中、ドイツ国内における当行とポストバンクの統合計画や、アセット・マネジメント事業の新規株式公開（IPO）など、当行は主要なイニシアティブにおいて大きく前進しました。当行の取り組みの成果は、今後の四半期そして年度において着実に現れてくるものと確信しています。」

2017年第3四半期および年初からの9カ月間の両期間において、**当行の利益は大幅に増加しました。**第3四半期においては、税引前利益が前年同四半期から51%増加し、9億3,300万ユーロとなり、同時に純利益は2倍以上増加して、6億4,900万ユーロとなりました。2017年年初からの9カ月間においては、税引前利益が64%増加して26億ユーロとなり、純利益は3倍以上増加し、17億ユーロとなりました。

厳しい市場環境および金利環境が続き、収益にマイナスの影響を与えました。2017年第3四半期の純収益は、前年同四半期から10%（為替レートの変動を調整したベースでは7%）減少し、68億ユーロとなりました。低いボラティリティおよび低金利が続く中、前年同四半期において活発であった顧客取引は低迷しました。

コスト削減が利益の増加を後押ししました。2017 年第 3 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から 14%（為替レートの変動を調整したベースでは 11%）減少し、57 億ユーロとなりました。再編および退職費用は大幅に減少し、訴訟費用も多く訴訟事案を終結させたにもかかわらず大幅に減少、引当金の範囲内に抑えました。調整済コストは、主に 2016 年に廃止された非中核事業部門における計上がないことや専門家サービス報酬の減少を受けて、前年同四半期から 6%（為替レートの変動を調整したベースでは 3%）減少しました。本第 3 四半期までの本年度における変動報酬の計上額は、前年同期を上回りました。総従業員数は、2016 年第 3 四半期末から約 4,000 人*削減されました。

高い信用の質を維持しました。2017 年第 3 四半期の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から 44%減少し、1 億 8,400 万ユーロでした。これはコーポレート・アンド・インベストメント・バンクにおける広範な改善と、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクが高い信用の質を維持していることによるものです。

当行の資本比率は引き続き高水準を維持しています。2017 年第 3 四半期末現在の普通株式等 Tier 1（CET 1）資本比率**（完全適用ベース）は、2017 年第 2 四半期末時点の 14.1%に対し、13.8%でした。CET 1 資本に対する純利益によるプラスの影響は、配当金支払いの要請や為替レートの変動その他の影響により相殺されました。レバレッジ比率**は、2017 年第 2 四半期末と同水準の 3.8%でした。

2017年年初からの9カ月

2017年年初からの9カ月の収益は、前年同期から10%（債務評価調整および当行債務に関するスプレッドを調整したベースでは5.5%）減少し、207億ユーロでした。利息以外の費用は、前年同期から27億ユーロ、率にして13%（為替レートの変動を調整したベースでは12%）減少し、177億ユ

一ロでした。調整済コストは、前年同期から6%（為替レート変動を調整したベースでは4%）減少し、175億ユーロでした。信用リスク引当金繰入額は、前年同期から4億9,500万ユーロ、率にして56%減少し、3億9,600万ユーロでした。CET 1比率**は、2016年第3四半期末の11.1%に対して13.8%となり、レバレッジ比率**は、2016年第3四半期末の3.5%から3.8%に改善されました。

2017 年第 3 四半期の部門別の業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)：2017 年第 3 四半期の収益は、前年同四半期から 23%（為替レートの変動を調整したベースでは 21%）減少し、35 億ユーロとなりました。この減収は、前年同四半期にはブレグジットに係る国民投票後に高水準の顧客取引がみられたのに対し、顧客取引が低迷しボラティリティが低下したことによるものです。債券および為替（FIC）は、36%の減収となりました。現在はファイナンスに計上されている関連収益を含めた従前の部門別報告ベースでは、FIC の収益は前年同四半期から 24%減少したことになります。株式セールス／トレーディングおよびオリジネーションとアドバイザーの収益も前年同四半期から減少しました。一方、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の収益は、前年同四半期からは減少したものの、2017 年第 2 四半期と比べるとほぼ同水準でした。GTB における前年同四半期からの減収は、事業基盤の戦略的な縮小などを反映したものです。CIB は、2017 年前半に発表した再編において大きな前進を遂げました。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)：2017 年第 3 四半期の収益は、コンカルデイス GmbH の持分売却による一時的な利益が発生したことなどにより、前年同四半期から 3%増加し、26 億ユーロとなりましたが、2016 年に売却された個人顧客サービスユニットからの収益がなくなったことにより一部相殺されました。これらの項目を調整したベースでは、PCB の収益は、手数料収入の増加により低金利の影響が軽減されたため、前年同四半期とほぼ同水準を維持しました。ホームマーケットであるドイツにおけるドイツ・ポストバンク AG とドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデン AG の合併は、予定通りに進んでおり、この合併により約 2,000 万の顧客と 2 つの有力ブランドを有する市場リーダーが誕生することになります。3 月に発表した通り、当行は 2022 年以降、約 9 億ユーロの年間のシナジー効果を見込んでいます。サル・オープンハイムの事業は、当行に完全に統合される予定です。（ドイツ・ポストバンク AG とドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデン AG の合併に関する詳細は、別に公表するリリースをご参照ください。）

ドイチェ・アセット・マネジメント：2017 年第 3 四半期の収益は、不動産ファンドに関連した一時的な計上項目などが、アビー・ライフの収益がなくなったことや、運用報酬および取引手数料が減少したことにより相殺され、前年同四半期と同水準の 6 億 2,800 万ユーロ***となりました。2017 年第 3 四半期における新規純資金の流入は 40 億ユーロを計上し、2017 年年初からの 9 ヶ月間の合計は 140 億ユーロに上りました。運用資産は、為替レートの変動が市場の有利な動向や純資金流入によるプラスの影響の多くの部分を相殺し、2016 年末から 50 億ユーロ増加の 7,110 億ユーロとなりました。ドイチェ・アセット・マネジメントの一部株式の新規公開（IPO）に向けた準備は順調に進んでおり、公表している 24 カ月の期間内に実施されることが見込まれています。IPO に先立つ調整措置も滞りなく進んでいます。

* 常勤相当

** CRR/CRD 4 完全適用ベース

*** アビー・ライフについて調整したベース

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017 年 第 3 四半期	2016 年 第 3 四半期	増減 (2016 年第 3 四半期比)	増減 (2017 年第 2 四半期比)
純収益	6,776	7,493	(717)	161
信用リスク引当金繰入額	(184)	(327)	143	(105)
利息以外の費用	(5,660)	(6,547)	888	55
税引前利益	933	619	314	110
純利益	649	278	371	183
RWA(単位:十億ユーロ)	355	385	(30)	0
1 株当たり有形純資産(単位:ユーロ)	27.18	33.50	(6.32)	(0.06)

利息以外の費用

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017 年 第 3 四半期	2016 年 第 3 四半期	増減 (2016 年第 3 四半期比)	増減 (2017 年第 2 四半期比)
利息以外の費用	(5,660)	(6,547)	888	55
内:				
のれん／無形資産の減損	0	49	(49)	6
訴訟費用	(140)	(501)	362	(166)
保険業務に係る費用	(0)	(167)	167	(0)
再編および退職費用	(7)	(76)	69	88
調整済コスト	(5,513)	(5,852)	339	127
費用／収益比率	84%	87%	(4)ppt	(3)ppt
報酬比率	41%	39%	3ppt	(3)ppt

自己資本およびレバレッジに関する事項

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2017 年 9 月 30 日	2017 年 6 月 30 日 ¹	2016 年 9 月 30 日
普通株式等 Tier 1 資本比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	13.8%	14.1%	11.1%
リスク・ウェイトド・アセット(CRR/CRD4 完全適用ベース)	355	355	385
資産合計(IFRS)	1,521	1,569	1,689
CRD4 レバレッジ・エクスポージャー(CRR/CRD4 完全適用ベース)	1,420	1,443	1,354
Tier 1 資本	53.7	54.7	47.4
レバレッジ比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	3.8%	3.8%	3.5%

注 2017 年第 3 四半期の CRR/CRD4 段階的導入ベースによる普通株式等 Tier 1 資本比率は 14.6%でした。

1 2017 年第 2 四半期の数値は試算値：4 月上旬に完了した資本増強の手取金額を含む。

部門別業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
純収益	3,468	4,532	(1,064)	(150)
信用リスク引当金繰入額	(94)	(208)	114	(38)
利息以外の費用	(3,011)	(3,333)	322	(10)
非支配持分	(2)	(22)	20	17
税引前利益	361	969	(608)	(182)
RWA(単位:十億ユーロ)	242	246	(4)	(0)

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
純収益	2,602	2,520	82	43
信用リスク引当金繰入額	(90)	(102)	12	(67)
利息以外の費用	(2,179)	(2,231)	52	49
非支配持分	(1)	(0)	(1)	(2)
税引前利益	332	187	145	22
RWA(単位:十億ユーロ)	89	93	(5)	0

ドイツ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
純収益	628	821	(193)	(48)
アビエ・ライフを除いた純収益 ¹	628	627	1	(48)
信用リスク引当金繰入額	0	(0)	0	(0)
利息以外の費用	(433)	(606)	173	8
アビエ・ライフを除いた利息以外の費用 ¹	(433)	(439)	6	8
非支配持分	(0)	(0)	(0)	1
税引前利益	195	215	(20)	(39)
RWA(単位:十億ユーロ)	10	13	(4)	1

1 保険契約のポジションに係る時価の変動を除いた純収益。保険業務に係る費用を除いた利息以外の費用。

2017年第3四半期の補足財務データ（英文）は <https://www.db.com/ir/en/quarterly-results.htm> より入手可能です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・廃兵用地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。本リリースに記載のないIFRSに基づく数字との比較には、補足財務データをご参照ください。

2017 年 10 月 26 日

一つの銀行、二つのブランド：ドイツ銀行とポストバンクが新たな個人向け商業銀行を設立

- ・ ドイツ・ポストバンクAGとドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデンAGが業務を統合し、ホームマーケットで2,000万を超す顧客を擁する市場リーダーに
- ・ 統合により一つの法人となるが、二つの有力ブランドはそれぞれ維持
- ・ 2022年以降の年間シナジー効果は約9億ユーロ、投資総額は19億ユーロ
- ・ 主に若年層顧客を対象にした新たなデジタルバンクを2018年末に立ち上げ
- ・ サル・オッペンハイムをドイツ銀行に統合

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）とポストバンクは、それぞれの個人および商業顧客事業を再編し、2,000万を超す顧客を擁し、顧客取引高が325億ユーロとなる、市場リーダーを創設します。

そのため、ドイツ・ポストバンクAGとドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデンAGは、2018年第2四半期末までに一つの法人に統合されます。統合された法人—ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンク—は、合同本社を設置して2つのブランドによる事業運営を継続し、新たにデジタルバンクも立ち上げます。また、サル・オッペンハイムは、当行に統合されます。

この再編は大きなシナジー効果をもたらし、その金額は段階的に増加して2022年には年間約9億ユーロになると見込まれます。再編費用およびその他の投資費用（主に情報技術（IT）関連）として、19億ユーロが計上されます。また、この事業の費用／収益比率は、2022年までには65%未満に低減される予定です。

ドイツ銀行とポストバンクは個人顧客及び商業顧客に向け、ブランド力の一層の強化を図っていきます。当行は、顧客のパートナーおよびリスク管理者としての役割に注力し、高度なアドバイザリー・サービスを提供していきます。一方ポストバンクは、日常的な銀行サービスを提供します。

当行のプレジデント兼プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの共同責任者であるクリスティアン・ゼーヴィングは次のように述べています。「当行は、確立された二つのブランドを擁する一つの銀行を設立し、引き続き顧客の多様なニーズに応じていきます。革新、投資およびサービスの点で、ポストバンクとドイツ銀行の事業統合は、収益性の高い持続的成長を達成するための最大の強みとなるでしょう。」

さらにドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクは、デジタルに強い若年層顧客を主な対象とした新たなデジタルバンクを、2018年末に立ち上げます。この新たなデジタルバンクは、ノーリスバンク（norisbank）のプラットフォームも併せて利用することにより、ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクの強みを最大限に発揮していきます。その商品群の中でも、デジタル・マーケットプレイスへの迅速かつ容易なアクセスが可能な無料の口座提供が中心となります。

ドイツ・ポストバンクCEO兼当行プライベート・アンド・コマーシャル・バンク共同責任者であるフランク・シュトラウスは次のように述べています。「我々は、所得や年齢にかかわらずあらゆる顧客層にサービスを提供したいと考え、ドイツ銀行とポストバンクの強みを統合していきます。現在のド

イツには、ドイツ銀行とポストバンク双方のオンライン顧客の総数を超える数の顧客を持つ個人顧客向け銀行グループは存在しません。統合により、デジタル化におけるリードをより迅速に広げることが可能となります。」

ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクの2,000万を超える個人顧客のうち、1,000万人がすでに両行いずれかのオンラインやモバイルチャネルを利用しています。新たに発足する銀行は、引き続きドイツ全域に約10,000か所のATM（現金自動支払機）を維持します。30,000人の従業員および1,500店を超える支店と共に、新銀行は業務を開始します。

2022年末から当行が享受する年間のシナジー効果は、約9億ユーロとなります。その最大部分を占めるのがコスト上のシナジー効果で、これは二つの銀行が統合されて一法人となり、両行の支店ネットワークや商品が整理統合され、情報技術およびプロセスが一元化および標準化されることによりもたらされる効果です。

また、当行は、グループ全体の資金調達コストの低下という恩恵も享受することになります。さらに、統合により、例えば投資アドバイザリーや貸出業務など、個人向け商業銀行事業の一定分野の成長が期待されます。

円滑な戦略実施を確保するため、経営陣は事前に、労働組合の代表者と大筋で合意に達しています。その中核となるのは、社会的責任を果たす形での雇用削減を行う旨の公約と、統合手続きへの建設的な参加の約束です。シュトラウスは次のように述べています。「社会的パートナーである労働組合と合意に達したことより、当行従業員が今後の見通しを立てられる環境が整います。また、この合意によって、統合を迅速に開始し、必要な調整を行い、結果として何か新しいものを生み出すための柔軟な対応が可能になりました。」クリスティアン・ゼーヴィングは次のように付け加えています。「当行は過去において、相互の合意があれば大きな変化が可能であることを既に実証しています。」

この戦略の重要な要素は、改定合意により期間が5年間延長されている、ドイツポストとの長期にわたるパートナーシップです。シュトラウスは、「当行が顧客のニーズに応じて、また当行事業にとって妥当な形で、従来どおり支店ネットワークを展開し続けることができるは、このパートナーシップのおかげです。」と述べています。

本社を一つに統合することにより、今後、効率性の向上も見込まれます。ボンとフランクフルト双方に置かれる「専門センター（Centres of Expertise）」において、統合した経営体制の下で合同チームが両ブランドの事業の舵を取ります。例えば、従業員の再配置や再雇用により生じ得る重複やコストは回避されます。ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクの商品開発およびサービス機能（情報技術(IT)を含む）も、同様に共有されます。さらに、ポストバンクとドイツ銀行の住宅金融ユニットであるBHWバウスパーカッセ（BHW Bausparkasse）およびDBバウスパー（DB Bauspar）も統合されます。

当行のドイツ国内のウェルス・マネジメント・ユニットも再編されます。その結果として、サル・オープンハイムのウェルス・マネジメント事業が2018年中にドイツ銀行のウェルス・マネジメントに吸収されます。この再編により、顧客はグローバルなユニバーサルバンクが有する国際投資と資本市場に関する専門性に裏打ちされたアドバイザリー・サービスを、各地域において受けやすくなります。サル・オープンハイムのアセット・マネジメント業務は、クオンツ投資に関する広範な専門知識とともに、2018年第1四半期に当行のドイチェ・アセット・マネジメント部門に移管されます。サル・オープンハイムのブランドは維持されません。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

ポストバンクについて

バランスシート総額 1,440 億ユーロ、従業員 18,000 人を有するポストバンク・グループは、ドイツにおける最大規模の金融サービス・プロバイダーの一つです。ポストバンクは、個人顧客および中小企業との取引を中心に行っています。

ポストバンクは、顧客の日常のニーズに合わせたシンプルかつ低コストの商品を個人顧客に提供しています。提供商品は、支払業務、預金・貸付業務から債券、投資信託、保険証書および住宅貯蓄契約まで広範にわたります。ポストバンクは、オンラインやテレホン・バンキングにおいてドイツで主導的地位を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2018 年 1 月 4 日

ドイツ銀行、SREP に基づく 2018 年の資本要件を公表

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA:DBKGn.DE / NYSE:DB）は、2017年の監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process（SREP））の結果を受け、2018年1月以降、維持すべき健全な資本要件に関する欧州中央銀行（ECB）の決定について通知を受けました。この決定により、当行は2018年において、10.65%以上の普通株式等Tier 1(CET1)資本比率（段階的導入ベース）を連結ベースで維持する必要があります。このCET1資本要件には、第一の柱の最低要件（4.50%）、第二の柱の要件（2.75%）、資本保全バッファ（1.875%）、カウンターシクリカル・バッファ（現在0.02%）およびグローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Bank（G-SIB））に指定されたため当行に課される要件（1.50%）が含まれています。

2018年の新たなCET1資本比率要件10.65%は、資本保全バッファやG-SIBバッファの段階的導入が進んだことを反映して、SREPに基づく当行の2017年の要件であった9.52%を上回っています。これにより、当行が最大分配可能額（Maximum Distributable Amount（MDA））を算出する際に超えてはならない水準が設定されます。MDAは、配当の形態によるCET1資本に関する分配、新たな変動報酬およびその他Tier 1資本商品保有者へのクーポン支払いに対する制限を設定するために使用されます。

SREPに基づく要件に対応するよう、2018年の当行のTier 1資本比率要件（12.15%）および総自己資本比率要件（14.15%）が設定されています。すべての要件は、段階的導入ベースで適用されます。当行の直近の報告（すべて2017年9月30日現在）では、段階的導入による連結ベースの自己資本比率は、CET1資本が14.58%、Tier 1資本が17.00%、総自己資本が18.70%でした。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2018 年 2 月 2 日

ドイツ銀行、2017 年通年において 13 億ユーロの税引前利益および 5 億ユーロの純損失を計上

ドイツ銀行CEOのジョン・クライアンは次のように述べています。「2017年において、当行は、厳しい市場環境、低金利および技術や内部統制への投資を進めたにもかかわらず、3年ぶりに税引前利益を計上しました。税引後では純損失となりましたが、これは2017年末に計上した米国税制改革に関連する費用のみによるものです。当行は、コストおよびリスクの厳格な管理を継続することにより、成長と高い収益の実現へ向けて着実に前進しているものと考えています。ポストバンクの合併およびDWSの株式一部公開の準備は順調に進んでいます。当行はこれまでの進捗に満足することなく、さらに前進していく所存です。」

税引前利益の計上は、従来からの費用項目の負担が軽減されたことを反映したものです。 当行は、2016年通年では8億1,000万ユーロの税引前損失であったのに対し、2017年通年においては13億ユーロの税引前利益を計上しました。前年からのこの改善は、主に減損費用および訴訟費用の大幅な減少によるものです。

当行は、2016年第4四半期に24億ユーロの税引前損失を計上したのに対し、2017年第4四半期の税引前損失は13億ユーロとなりました。この改善もまた、訴訟費用および減損費用が大きく減少したことを受けたものです。2017年第4四半期の業績は、厳しい収益環境に加え、ポーランドのリテールビジネスの一部売却の合意や、主にプライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ（ドイツ）とポストバンクの予定された合併に関連する再編費用によるマイナスの影響を反映したものととなりました。

米国税制改革により純利益が大きな影響を受けました。 1 月 5 日に発表した通り、当行は、米国繰延税金資産の評価調整により発生した約 14 億ユーロの非現金費用を認識しました。その結果、2017 年通年では 5 億ユーロの純損失を計上しました。米国繰延税金資産に関連する費用の影響を調整したベースでは、当行は、2016 年通年の 14 億ユーロの純損失に対し、2017 年通年では約 9 億ユーロの純利益を計上したことになります。

2017 年第 4 四半期においても、当行は、主に米国税制改革に関連する費用を反映して、前年同四半期の 19 億ユーロの純損失に対し、22 億ユーロの純損失を計上しました。今後は、米国連邦法人税率の引下げが、純利益にプラスの影響を与えることが予想されます。

戦略的な事業処分や厳しい市況の影響を受けて収益が減少しました。 2017年通年の収益は、2016年通年と比較して36億ユーロ、率にして12%減少し、264億ユーロでした。この減少のうち約半分が、2016年に行われた華夏銀行、アビー・ライフおよび個人顧客サービス事業を含む、戦略的な事業処分によるものでした。さらにポーランドにおけるリテールビジネスの一部売却の合意や一部の国からの撤退による損失により、2017年通年の収益はマイナスの影響を受けました。減少の主な要因の三つ目は、債務評価調整であり、公正価値で測定される当行債務のスプレッドの縮小が2017年の収益を5億1,300万ユーロ押し下げました。これらの要因の影響を調整したベースでは、2017年通年の収益は、2016年通年から約5%減少したことになります。これは、金融市場における低いボラティリティや顧客取引の低迷（特に第4四半期）および長引く低金利を受けたものです。

2017年第4四半期の純収益は、特に戦略的な事業処分の影響を受け、前年同四半期から19%減少して57億ユーロとなりました。戦略的な事業処分および上記のその他の要因の影響を調整したベースでは、2017年第4四半期の収益は前年同四半期から10%減少したことになりますが、これは通年と同様、金融市場における低いボラティリティ、顧客取引の低迷および低金利によるものです。

信用の質は非常に良好。 2017 年通年の信用リスク引当金繰入額は、2016 年通年から 62%減少して 5 億 2,500 万ユーロとなり、2017 年第 4 四半期においては、前年同四半期から 74%減少して 1 億 2,900 万ユーロとなりました。第 4 四半期においては、船舶ポートフォリオの特定の顧客に対する引当金の戻入を反映し、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクにおける引当金繰入額が減少しました。さらに、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおける信用の質の高さや選択的なローン販売も、引当金繰入額の減少に貢献しました。

利息以外の費用は、従来からの費用項目による財務上の負担が軽減されたため、大幅に減少しました。 2017 年通年の利息以外の費用は、2016 年通年から 50 億ユーロ弱、率にして 16%減少し、246 億ユーロとなりました。これは 2016 年に計上されたアビー・ライフの減損費用が発生しなかったことや、訴訟費用の大幅な減少によるものです。和解に至った案件に対する追加の繰入額を含む訴訟費用引当金繰入額は、和解金額が予想金額を下回ったことや、訴訟を経ずに解決に至った案件があったために可能となった多額の戻入により大部分が相殺されました。調整済コストは、非報酬関連費用の減少が変動報酬費用の増加を上回ったことにより、4%減少し、238 億ユーロとなりました。

2017 年第 4 四半期の利息以外の費用は、69 億ユーロとなり、前年同四半期から 21 億ユーロ、率にして 23%減少しました。これは、主にアビー・ライフの減損がなくなったことおよび訴訟費用の大幅な減少によるものです。この減少は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（ドイツ）とポストバンクの予定された合併に関連する再編および退職費用により一部相殺されています。2017 年第 4 四半期の調整済コストは、当行の変動報酬の枠組みの正常化による費用の増加が、非報酬関連費用の減少を上回ったことを反映して、前年同四半期から 3%増加し、63 億ユーロとなりました。

当行は現在、2018 年の調整済コストの目標額を 230 億ユーロとし、従来の目標額であった 220 億ユーロから引き上げました。従来の目標額は、事業処分を通じて達成する予定であった約 9 億ユーロのコスト削減を含めた金額でしたが、その後それらの事業処分は遅延または一時停止しています。これらのコスト削減の一部は 2019 年の業績に反映されることが見込まれています。処分が遅延または一時停止の状態にある事業からの収益は、調整済コストの増加を上回るものと予想されます。

当行の資本比率は引き続き高水準を維持しています。 当行の 2017 年第 4 四半期末現在の普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率 (CRR/CRD 4 完全適用ベース) は、2017 年第 3 四半期末現在の 13.8% から上昇し、14.0%となりました。これは、2017 年第 4 四半期にリスク・ウェイトド・アセット (RWA) が 110 億ユーロ減少したことを反映したのですが、それは主にオペレーショナル・リスク RWA が減少したことによるものです。レバレッジ比率は、2017 年第 3 四半期末から変わらず 3.8% (完全適用ベース) でしたが、レバレッジ・エクスポージャーは 250 億ユーロ減少して 1 兆 3,950 億ユーロでした。

部門別の業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB) は、低いボラティリティ、法人顧客取引の低迷および一部の分野における厳しい取引環境の影響を受けました。 2017 年第 4 四半期の収益は、すべての資産クラスにおける低いボラティリティや主要な事業における顧客取引の低迷を受けて、前年同四半期から 16%減少し、27 億ユーロとなりました。債券および為替 (FIC) の収益は、前年同四半期から 29%減少し、FIC と FIC 関連のファイナンスの収益の合計は、20%減少しました。外国為替およびエマージング・マーケットの減収は、金利ビジネスの増収やクレジットビジ

ネスの前年同四半期からの安定した収益を上回りました。株式セールス／トレーディングの収益は、前年同四半期から 25%減少しました。また、米ドル安が収益にマイナスの影響を与えました。

グローバル・トランザクション・バンキングの収益も、為替レートの変動、拠点を置く国の減少および顧客基盤の縮小の決定、継続的なマージン低下傾向を受けて、12%減少しました。オリジネーションとアドバイザーの収益は、債券オリジネーションとアドバイザーの増収が、株式オリジネーションの減収によって相殺されたことにより、3%減少しました。

そうした中でも、当行は、重要な事業で市場シェアを獲得しました。当行は、2017 年に総額 4,010 億ユーロ（前年比 33%増）の取引においてアドバイスを提供し、グローバルな M&A において取引高（公表ベース）で第 10 位から第 6 位に上がり、第 4 四半期には第 3 位まで上昇しました（出所：ディールロジック）。当行は、2017 年の M&A の取引高（公表ベース）上位 5 案件のうち、3 件でアドバイザーを務めました。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）は、利息収益の圧縮を相殺しました。ポーランドのビジネスの一部売却の合意に関連する損失や 2016 年には計上していた華夏銀行および個人顧客サービスからの収益がなくなったことを受けて、2017 年第 4 四半期の収益（報告ベース）は前年同四半期から減少しました。これらの影響を調整したベースでは、融資および投資商品の増収が、低金利による預金収益の圧縮を相殺したため、前年第 4 四半期比および前年比のいずれにおいてもほぼ同水準でした。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ（ドイツ）とポストバンクの合併の準備は、予定通りに進んでいます。二つのユニットがその強みを結集し、ホームマーケットであるドイツにおいて 2,000 万を超える顧客を擁する市場リーダーとなる予定です。合併後は、合同本社を有する一つの法人において、二つの有力ブランドによる事業運営を継続します。

ドイチェ・アセット・マネジメントは、2017 年を通じて多額の資金流入を計上しました。2016 年の流出傾向から転じて、2017 年は通年で 160 億ユーロの純資金流入となりました。現在はグローバルで DWS のブランド名に変更されているドイチェ・アセット・マネジメントは、ドイツの投資信託において 26%を超える市場シェアを保有、さらに 2017 年の新規ファンド売上高の 27%を獲得し、ドイツにおける顕著なリーダーシップを示しました（出所：BVI）。ドイチェ・アセット・マネジメントはまた、欧州上場投資信託（ETF）においても第 2 位の地位を維持しました。

収益（報告ベース）は、2016 年に売却されたアビー・ライフの収益がなくなったことにより、前年第 4 四半期比および前年比のいずれにおいても減少しました。この影響を調整したベースでは、2017 年通年の収益はマネジメント・フィーの増加により前年から 2%増加しましたが、第 4 四半期の収益は運用報酬の減少により前年同四半期から 2%減少しました。

ドイチェ・アセット・マネジメントは、予定されている DWS 株式の一部公開の準備を進めています。当行は、ドイチェ・アセット・マネジメントのブランド名を DWS とすることを発表し、運営上必要な準備の大半を既に完了し、また今後のガバナンス上の取決めも発表しました。その結果、当行は現在、最も早期に可能なウィンドーにおいて一部公開が実施できることを期待していますが、これには適切な市場環境や規制当局の最終承認が条件となります。

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	5,710	7,068	(1,358)	26,447	30,014	(3,567)
信用リスク引当金繰入額	(129)	(492)	363	(525)	(1,383)	857
利息以外の費用	(6,925)	(8,992)	2,067	(24,633)	(29,442)	4,809
内:						
のれん／無形資産の減損	(15)	(1,021)	1,006	(21)	(1,256)	1,235
訴訟費用	(131)	(1,588)	1,457	(213)	(2,397)	2,184
再編および退職費用	(440)	(114)	(326)	(570)	(681)	111
調整済コスト	(6,340)	(6,181)	(158)	(23,829)	(24,734)	904
税引前利益(損失)	(1,345)	(2,416)	1,071	1,289	(810)	2,099
純利益(損失)	(2,186)	(1,891)	(295)	(497)	(1,356)	860
費用／収益比率	121%	127%	(6)ppt	93%	98%	(5)ppt
報酬比率	58%	40%	18ppt	46%	40%	7ppt
RWA(単位:十億ユーロ)	344	358	(13)	344	358	(13)
1株当たり有形純資産(単位:ユーロ)	26.05	32.42	(6.37)	26.05	32.42	(6.37)

自己資本およびレバレッジに関する事項

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2017年 12月31日	2017年 9月30日	2016年 12月31日	増減 (2017年9月30日比)	増減 (2016年12月31日比)
普通株式等 Tier 1 資本比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	14.0%	13.8%	11.8%	0.2ppt	2.2ppt
資産合計(IFRS)	1,475	1,521	1,591	(47)	(116)
レバレッジ・エクスポージャー(CRR/CRD4 完全適用ベース)	1,395	1,420	1,348	(25)	47
Tier 1 資本(CRR/CRD4 完全適用ベース)	53	54	47	(1)	6
レバレッジ比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	3.8%	3.8%	3.5%	0.0ppt	0.3ppt

注 2017年12月31日現在の段階的導入ベースによる普通株式等 Tier 1 資本比率は14.8%、レバレッジ比率は4.1%でした。

部門別業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	2,732	3,270	(538)	14,226	16,763	(2,537)
グローバル・バルートランザクション・バンキング	953	1,085	(133)	3,942	4,421	(478)
オリジネーション/アドバイザー	537	556	(19)	2,231	2,292	(61)
ファイナンスिंग	522	621	(99)	2,231	2,375	(144)
セールス/トレーディング(債券および為替)	554	775	(221)	4,380	5,087	(707)
セールス/トレーディング(株式)	332	444	(111)	2,085	2,571	(486)
信用リスク引当金繰入額	(7)	(303)	296	(213)	(816)	603
利息以外の費用	(3,457)	(3,398)	(58)	(13,110)	(14,193)	1,084
非支配持分	(1)	(2)	1	(26)	(49)	23
税引前利益(損失)	(733)	(433)	(300)	877	1,705	(828)
RWA(単位:十億ユーロ)	232	238	(6)	232	238	(6)

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	2,313	3,205	(892)	10,178	11,090	(912)
信用リスク引当金繰入額	(123)	(158)	35	(313)	(439)	126
利息以外の費用	(2,861)	(2,347)	(515)	(9,495)	(9,212)	(283)
非支配持分	12	(0)	12	12	(0)	12
税引前利益(損失)	(659)	700	(1,359)	382	1,439	(1,057)
RWA(単位:十億ユーロ)	87	86	1	87	86	1

ドイチェ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	621	799	(178)	2,532	3,015	(483)
アビー・ライフを除いた純収益	621	632	(11)	2,532	2,478	54
信用リスク引当金繰入額	0	0	0	1	(1)	1
利息以外の費用	(506)	(1,551)	1,046	(1,806)	(3,220)	1,414
アビー・ライフを除いた利息以外の費用	(506)	(423)	(83)	(1,805)	(1,746)	(59)
非支配持分	(0)	0	0	(1)	(0)	(1)
税引前利益(損失)	115	(753)	868	725	(206)	931
アビー・ライフを除いた税引前利益	116	209	(93)	726	731	(5)
RWA(単位:十億ユーロ)	8	9	(1)	8	9	(1)

本リリース記載の数字はすべて暫定的かつ未監査です。2017年の年次報告書およびForm 20-Fは2018年3月16日に公表される予定です。

2017年第4四半期の補足財務データ（英文）は<https://www.db.com/ir/en/quarterly-results.htm>より入手可能です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。本リリースに記載のないIFRSに基づく数字との比較には、補足財務データをご参照ください。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2016年12月31日現在 1兆5,910億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2016年12月31日現在、当行は、常勤相当で99,744名の従業員を雇用し、世界62か国で2,656支店（そのうち67%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	14,254 (17,668)	12,769 (15,827)	13,138 (16,285)	14,925 (18,500)	13,324 (16,515)
利息以外の収益合計	17,761 (22,015)	17,082 (21,173)	17,677 (21,911)	17,644 (21,870)	15,307 (18,973)
純収益合計（注2）	32,015 (39,683)	29,850 (36,999)	30,815 (38,195)	32,569 (40,369)	28,632 (35,489)
税引前利益（損失）	814 (1,009)	1,457 (1,806)	3,116 (3,862)	-6,097 (-7,557)	-810 (-1,004)
当期純利益（損失）（注3）	316 (392)	681 (844)	1,691 (2,096)	-6,772 (-8,394)	-1,356 (-1,681)
包括利益（損失）合計（税引後）	612 (759)	-1,144 (-1,418)	6,102 (7,563)	-4,278 (-5,303)	-2,721 (-3,373)
普通株式	2,380 (2,950)	2,610 (3,235)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)
株主持分合計	54,001 (66,934)	54,719 (67,824)	68,351 (84,721)	62,678 (77,689)	59,833 (74,163)
資産合計	2,022,275 (2,506,610)	1,611,400 (1,997,330)	1,708,703 (2,117,937)	1,629,130 (2,019,307)	1,590,546 (1,971,482)
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）	11.4	12.8	15.2	13.2	13.4
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5）	—	—	11.7	11.1	11.8
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）	15.1	16.9	16.1	14.7	15.6
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5）	—	—	12.9	12.3	13.1
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	57.37 (7,111)	50.80 (6,297)	49.32 (6,113)	45.16 (5,598)	42.74 (5,298)
基本的1株当たり利益（損失）（注6）（ユーロ（円））	0.27 (33)	0.64 (79)	1.34 (166)	-5.06(注7) (-627)	-1.21(注7) (-150)

希薄化後1株当たり利益（損失）（注6） （ユーロ（円））	0.26 (32)	0.62 (77)	1.31 (162)	-5.06(注7) (-627)	-1.21(注7) (-150)
営業活動によるキャッシュ・フロー	-23,954 (-29,691)	7,184 (8,905)	2,052 (2,543)	67,252 (83,359)	70,610 (87,521)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-2,647 (-3,281)	-3,015 (-3,737)	-12,824 (-15,895)	-8,242 (-10,216)	11,239 (13,931)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-2,152 (-2,667)	-544 (-674)	5,795 (7,183)	-5,583 (-6,920)	-1,649 (-2,044)
現金および現金同等物の期末残高	53,321 (66,091)	56,041 (69,463)	51,960 (64,404)	105,478 (130,740)	185,649 (230,112)
従業員数（常勤相当）（人）	98,219	98,254	98,138	101,104	99,744

（注1）当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）信用リスク引当金繰入額控除後

（注3）当期純利益のうち、45百万ユーロ、21百万ユーロ、28百万ユーロ、15百万ユーロおよび53百万ユーロは、それぞれ2016年度、2015年度、2014年度、2013年度および2012年度の非支配持分に帰属する純利益である。

（注4）2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年および2012年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

（注5）2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

（注6）基本的小および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2014年6月より前の全ての期間で修正されている。

（注7）利益は、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ（税引後）によって調整されている。

(b) ドイツ銀行

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

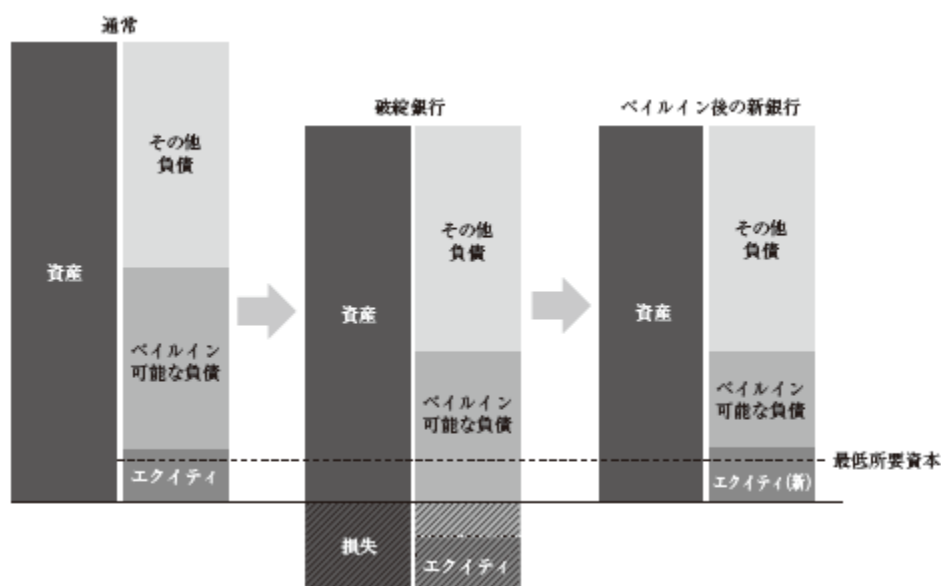
年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
収益合計	32,711 (40,545)	30,317 (37,578)	29,384 (36,421)	33,212 (41,166)	29,562 (36,642)
営業利益	3,090 (3,830)	3,481 (4,315)	2,284 (2,831)	2,824 (3,500)	3,703 (4,590)
当期純利益	729 (904)	893 (1,107)	1,263 (1,565)	30 (37)	282 (350)
資本金	2,380 (2,950)	2,610 (3,235)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)
資産合計	1,723,459 (2,136,227)	1,385,430 (1,717,240)	1,520,459 (1,884,609)	1,436,029 (1,779,958)	1,372,646 (1,701,395)
純資産額	34,752 (43,075)	37,839 (46,901)	46,816 (58,028)	45,828 (56,804)	46,067 (57,100)
1株当たり純資産額（注1） （ユーロ（円））	36.54 (4,529)	36.21 (4,488)	33.10 (4,103)	33.11 (4,104)	33.08 (4,100)
1株当たり利益 （ユーロ（円））	0.78 (97)	0.88 (109)	0.92 (114)	0.02 (2)	0.20 (25)
1株当たり配当 （ユーロ（円））	0.75 (93)	0.75 (93)	0.75 (93)	0.00 (0)	0.19 (24)
配当性向（%）	95.6	85.6	81.9	0.0	93.0
従業員数（人）（注2）	27,727	27,440	27,286	28,151	30,110

（注1）配当可能利益を除く。

（注2）常勤相当の平均従業員数。

「ベイルイン」、「TLAC 規制」とは？

- 「ベイルイン」とは … サブプライム問題に端を発する金融危機の間、政府が普通株式や優先株式の形態で公的資金を注入することにより、数多くの危機に瀕した大手銀行に公的資金の注入による救済（ベイルアウト）が行われました。つまり、銀行が発生させた損失を、その銀行の株主や債権者ではなく、その銀行に対してリスクを負っていない納税者が負担することになりました。そこで、バーゼルⅢでは、納税者負担を最小化し、銀行の株主や債権者が負って然るべき損失を負担させる枠組みとして、「ベイルイン」が導入されています。
- TLAC (Total Loss-Absorbing Capacity: 総損失吸収力) 規制とは … 金融安定理事会(FSB)が 2019 年 1 月から実施することを予定している世界の主要 30 行(日本では 3 メガバンク)を対象とした規制です。債権者に元本の削減・免除を要求できる債券を発行することなどにより、公的な資本注入によらずに、債権カット等により資本を回復させるための「ベイルイン」の枠組みで、金融危機の度に起きる「大きすぎて潰せない(too big to fail)」銀行の問題への対応策のひとつとしても注目されています。
- また、アメリカ、欧州、日本など各国ごとに、破綻処理法制は微妙な違いがありますが、共通していることは、これまでの破綻処理は破綻後に行われてきたのに対し、ベイルインでは破綻の可能性が高まり実質的な破たん状態にあると金融当局等が判断した場合に、破綻確定前に資本の再構築を行ういわゆる破綻前処理が行われます。資本再構築のイメージは以下のようなものです。



- 従って、ベイルインが実行される際には、破綻前(実質的な破綻状態)に債券の元本が毀損する可能性があります。一方で、従来の破綻処理においては、破綻後に債券の元本が毀損する可能性があります。つまり、元本の毀損するタイミングに違いがあります。
- 発行体のドイツ銀行は、ドイツの法律に準拠する銀行です。ドイツでは、既にベイルインに関する一連の法律の整備が終了し、2015 年 1 月 1 日に発効したことで、ドイツの銀行が発行するシニア債は、原則的に既発行のものも含めて「ベイルイン可能な負債」に該当します。

本資料は、情報提供のみを目的として弊社が作成したものです。本資料は、信頼できると考えられる情報等に基づき作成しておりますが、記載内容に関する確実性あるいは完全性を弊社が保証するものではありません。本資料に記載された内容は、あくまでも作成時点(2016 年 3 月 7 日)の法令その他関連情報等に基づくものであり、今後、関連法令等の整備が進み、規制内容等が変更されることがあります。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更があります。

- ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされてい

るものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取り次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27 階
加 入 協 会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金 30 億円
主 な 事 業 金融商品取引業
設 立 年 月 2006 年 9 月
連 絡 先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

以上

(平成 29 年 7 月 14 日)